

紀美野町第1回定例会会議録

平成23年3月15日（火曜日）

---

○議事日程（第3号）

平成23年3月15日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問について

---

○会議に付した事件

日程第1

---

○議員定数 16名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
13番	杉野米三君
14番	鷺谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

---

○欠席議員

4 番 新 谷 榮 治 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企 画 管 財 課 長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長	中 尾 隆 司 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	岡 本 卓 也 君
総 務 学 事 課 長	溝 上 孝 和 君
教 育 次 長	
生 涯 学 習 課 長	新 田 千 世 君
保 健 福 祉 課 長	山 本 倉 造 君
水 道 課 長	岩 本 介 伸 君
地 籍 調 査 課 長	温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長	尾 花 延 弥 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

## 開 議

### ○議長（美野勝男君）

既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

---

### ◎日程第1 一般質問

#### ○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は6件です。

順番に発言を許します。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

#### ○1番（田代哲郎君） 質問に入る前に、今回の東日本大震災で痛ましい犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

救援と復興が一日も早く進むことを祈ってやみません。

質問のテーマも緊急事態からは少しずれているのですが、震災以前に通告したものであつて、通告したとおりに質問を進めさせていただきます。

まず質問の第1番として、「世話焼き社会」の構築について質問いたします。

日本における高齢化の特徴は、ひとり暮らしと高齢夫婦のみの世帯の増加であることは、今までも何回も質問の冒頭に申し上げました。

この町で民生委員の皆さんが昨年3月に確認したひとり暮らし高齢者は、505人となっています。訪問してみると、中には、立ち上がるのがやっとな人や、95歳を過ぎている人、酸素吸入をしながらひとり暮らしをしているお年寄りも見受けます。今は何とか生きていけるが、このまま年をとったらどうなるのだろうというのが皆さんに共通の心配事です。

2009年に日本世論調査会が実施した地域再生に関する調査によれば、住んでいる地域の将来に不安を感じる人が63%に達しています。その理由は、まず人口の減少、そして高齢化、経済と雇用の悪化などです。

私たち共産党議員団が取り組んだ住民アンケートでは、買い物しやすい便利なまちづくりを望む意見が一番多く、生活の不便さを反映していると思われます。

紀美野町では、だれもが住みなれたまちで安心して健康的な生活ができるように、地域の支え合いを中心に据えた「紀美野いきいき行動計画」を昨年3月に発表しました。30カ所に及ぶ地域ふれあいサロンや話し相手ボランティアなどは、他の自治体に比べても先進的な取り組みであり、民生委員の活動も、細々と暮らすお年寄りにとって大きな支えとなっています。

しかし、ひとり暮らしでの転倒事故や意識を失う急病など、間違えば何日も気づかれず、孤独死と結びつきかねないケースに、時々肝を冷やされることも事実です。日ごろから隣人同士、お互いに遠慮し過ぎて、頼めることも頼まず、喜んでもらえることにも手を出さないという両すくみの関係が背景にあると思われます。

今大切なのは地域の崩壊を嘆くのではなく、世話焼き社会をつくるために、人と人の糸を丁寧に紡ぎ、ともに生きる力を育む努力ではないかと思います。そうした取り組みが、今回のような災害でも大きな力を発揮すると思います。

町は「紀美野町長寿プラン2009」で、ひとり暮らし高齢者など、地域での見守り体制の活性化をうたい、孤立死予防のための見回りネットワーク構築を目指としています。お年寄りを地域のつながりで支えるために、今後どんな取り組みを考えているのか、答弁願います。

質問の第2点は、子ども医療費の助成のさらなる拡充についてです。

子どもの医療費助成は、育児への支援として大きな役割を發揮する制度です。したがって、2010年4月現在、医療費を中学生まで無料にしている市町村は、全国で696と大幅にふえました。県下でも、この紀美野町を含み、6つの自治体が中学校卒業までの無料化を実施しています。

厚生労働省が発表した2009年度の合計特殊出生率は1.37であり、人口維持に必要な2.08への回復は依然として難しい、危機的な状況で推移している現状です。また、昨年4月時点の15歳未満の推計人口は、前年度より19万人少ない1,694万人であり、総人口に占める子どもの割合は13.3%と、世界最低の水準になっています。

紀美野町の場合はさらに低く、15歳未満の子どもは、2月1日現在893人で、人口に占める割合が8.31%と、全国平均をかなり下回っています。2009年の出生

率は4.7と少し回復気味ですが、太地町や北山村に次ぐ県下ワースト3は変わりません。

OECDの報告書、世界政策の動向、2005年6月間では、子どもを持っても所得が減らない措置などが出生率に影響しており、高い水準の国並みに実施された場合には、日本の合計特殊出生率は2.0まで上昇するとしています。また、内閣府の少子化社会対策に関する子育て支援助成の意識調査では、少子化対策として重要であると考えているものとして、経済的支援措置が69.9%と断然トップで、その手段について、医療費の無料化を上げた女性が45.8%に上っていました。

少子化を食い止めるためには、総合的な政策を進める必要があることは言うまでもありませんが、特に経済的負担を軽減することが必要だと考えます。

町は昨年4月に中学生までの医療費無料化を実施したばかりですが、引き続き18歳までに拡充する考えがないか、お伺いします。

質問の第3点は中学校給食の実施についてです。

2005年（平成17年）7月に、食育基本法が施行され、2008年（平成20年）6月に学校給食法が改正されたことで、学校給食は大きくそのねらいを変えました。

まず食育という言葉のとおり、教育の一環として、その結びつきが問われるようになり、次に地域の伝統料理や食料生産と流通に目を向けた給食であることが期待されています。

学校給食をどう考えるかについて論じるには、現代の子どもたちが置かれている状態を見ておくことが必要です。学識者の中には、家族が次第に縮小する状況で、それぞれの生活時間が合わずに、団らんとしての食が失われつつある。つまり家族間での孤立にあわせて、都市部を中心に子ども同士の関係が結びにくい、学校での孤立が広がっていると指摘する意見もあります。

学校給食の教育的な意味の一つは、みんなで食べるとか、食材がどうやってできて、運ばれてきたかを確認することを通し、子どもたちが、人は結び合って生きているという実感を手に入れるプロセスではないかと思います。人間としての営みを共有しながら、子どもたちの生きる力をどう育てていくかが問われているのではないのでしょうか。

食育基本法の施行や学校給食法の改正は、子どもの課題を学校給食の課題として改めて認識するよいチャンスではないかと考えます。過疎地域の子どものなればこそ、集団でわいわいやりながら食べる楽しみを素直に身につけることができると思います。この町

におけるすぐれた教育実践は高い評価に値しますが、さらなる充実のために、全中学校での給食を実施する考えがないか、お伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 去る3月11日に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震、マグニチュード9が発生をいたしまして、大津波によりまして被災されました多くの皆様方に、心よりお見舞いと、そして1日も早い復興を、心から御祈念申し上げる次第でございます。

今の当町の現状を御報告申し上げますと、去る3月12日、発生の翌日の8時半に県のほうから連絡が入りまして、和歌山県救急救助隊というのを結成して、そして107名の救助隊が出発いたしました。その中に当町の消防職員4名と消防車1台が入っております。

そしてこれの交代要員としまして、きょう3月15日に、第2陣として交代要員が出発をいたします。そして次の交代は3月18日ということで、継続をしながら救助に協力していくというふうな姿勢をとっておるところでございます。

また、昨日、要望がございまして、きょう3月15日の昼ごろ、給水車1台と水道職員が2名、そして一般の町職員が2名、この4名体制で出発をいたします。

そうしたことで、救援活動に当町としても職員を上げて参加をいたしておりますので、この場をおかりして御報告を申し上げたいと思います。

また、当町といたしましても、やはりこうした災害に向けた防御策、そうしたことで防災行政無線をはじめ、今、整備を進めておるところでございますが、さらなる皆様方の御協力をいただきながら、いつ災害が来ても対処できるような、そうした体制をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、田代議員の御質問でございますが、第1問につきましては福祉課長から、第2問につきましては住民課長から、第3問につきましては教育委員会のほうから御答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の御質問の1番について、お答えしたいと思います。

「世話焼き社会」の構築について、お年寄りを地域のつながりで支えるために、今後どんな取り組みを考えているかということでございます。

議員御指摘のとおり、「紀美野町長寿プラン2009」には、重点施策として、住みなれた地域でみんなが支え合う社会づくりを掲げ、何らかの支援や介護が必要になったとしても、社会の一員として、住みなれたところで、自分らしさや生活の質を保ちながら、安心して暮らし続けることができるような体制づくりを進めていくこととし、そのための具体的事業を8点、掲げています。

1番として、高齢者の社会参加、閉じこもり予防としての地域サロンの推進、2番として、地域サロンの設立と維持のために、地域サロンに関するボランティアの養成と援助の強化、3番として、個人、事業所、機関等による見守りネットワークの構築によるひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守り体制の強化、4番として、介護や介護保険の相談の充実や介護者の集いや介護社会への参加の誘い等を通じて介護の負担軽減、5番として、認知症サポーターの養成等により、認知症に対する理解の周知、6番、社会福祉協議会と連携して、話し相手ボランティアへの養成等による話し相手ボランティア活動の支援、7番、効率的で効果的な介護を行えるように介護福祉等の情報提供の強化、8番、地域の生活課題を聴取した上での計画とする地域福祉計画の策定について。

今後においても、基本的にはこれらの事業を推進し、充実させていくことになると考えています。着実に積み上げていくことが大切なものだと考えています。

例えば見守りに関しましては、民生児童委員及び地域見守り協力員の日常的な活動はもちろんのこと、御近所の皆さんの普段のおつき合いや広報等の配付時、水道の検針人、郵便配達員や乳酸菌飲料販売員等からの異変時の連絡や医師等からの気になる方についての連絡等が届けていただけるようになってきています。

地域サロン活動による声かけは、ひきこもりがちの方々に外出を促したり、安否の確認に有効なものと考えています。

また、平成21年度から行っています災害時要援護者見守り事業は、看護師により、ひとり暮らしの高齢者等を全員お訪ねしていますし、本年度は90歳以上の方を保健師

がまた訪問させていただいています。

さらにいろいろなネットワークを通じまして、情報が寄せられてくるような体制がつくられてきています。またこれとは別に、高齢者自身がネットワークに加わっていただくことも大切なことと考えています。

また、地域で生活する元気な高齢者がふえることは、みんなが支え合う地域づくりに欠くことができないことであると考えていますので、今後とも健康づくりや体力づくりに関する施策に関しても、充実して推進していくこととしています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) それでは私のほうからは、田代議員の2番目の御質問でございます、子ども医療費の助成枠の拡充について、答弁申し上げます。

まずは、先ほども議員少しお触れになっておりましたけれども、県内におきます各自治体の子ども医療費助成制度への取り組みの現状につきまして、少し説明をさせていただきますと思います。

自治体によりましては、入院と通院とで別々の取り扱いをしている自治体もございますので、入院と通院に分けて、御説明を申し上げます。

まず、入院の医療費助成につきましては、小学校就学前(0歳～6歳)までの医療費助成を実施しておりますところは、6市10町の16自治体ございまして、一番多いケースとなっております。9歳までが、1町の1自治体、小学校卒業前までが、3市3町の6自治体、中学校卒業前までが、6町1村の7自治体となっております。

また、通院の医療費助成につきましては、就学前(0歳～6歳)までの子どもが、8市10町の18自治体、9歳までが、1町の1自治体、小学校卒業前までが、1市3町の4自治体、中学校卒業前までが、6町1村の7自治体でございます。入院、通院ともに中学校卒業前まで医療費の助成をしております自治体は、このうち6町1村の7自治体となっております。

以上が、県内の自治体の子ども医療費助成制度の現状でございます。

また、紀美野町の子ども医療費助成制度の状況につきましては、平成19年4月1日より、子ども医療費助成制度の拡充を行いまして、小学校卒業前までの医療費助成とい



たしました。そして平成22年4月1日より、再度の制度拡充を行いまして、中学校卒業前までの医療費助成制度となったところでございます。

厳しい町財政下ではございますけれども、少子化対策として、このように、子ども医療費助成枠の拡充を順次行ってきたところでございます。

県内の各自治体の子ども医療費の助成制度の状況につきましては、前段で御説明申し上げたとおりでございますが、紀美野町におきましては、現在県内でトップクラスの子ども医療費助成制度となっておるところでございます。

議員御提案の、子ども医療費助成制度のさらなる拡充につきましては、紀美野町では、本年度におきまして、中学校卒業までの子どもを対象として子ども医療費助成制度の拡充をしたところであり、今後の助成制度の拡充につきましては、県内各自治体の動向や、町財政の状況及び他の福祉施策との優先順位等、総合的な判断が求められているものと考えてございますので、御理解賜りたいと存じます。

以上簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長(溝上孝和君) 田代議員の3番目の中学校給食実施について、答弁いたします。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの取り巻く問題が深刻化しており、また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することの中で、議員の言われるとおり「食育基本法」が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくように、学校においても積極的に取り組んでいくことが示されています。

文科省では、栄養教諭制度の実施をはじめ、食に関する指導の充実に取り組み、学校における食育の教材となるよう、学校給食の充実に図るとしてあります、また、その中でより一層の地場産物の活用や米飯給食の充実に進めることになっています。

以前にも、他の議員の御質問にお答えしましたが、私達は学校給食といえは小学校までで、中学校はお弁当持参が当たり前といった認識の方が多いと思います。

中学校給食は、学校給食法を意識しながらも、家庭弁当を通じて子どもたちが親の愛

情を感じ、また、親も子どもの養育にかかわりを持つという、双方の心の触れ合いを大切に、今日に至っています。

年末、町長に各小学校の育友会長から、病気や仕事の多忙期にお弁当を作れずに登校する不安を抱いている、その場合に近隣の仕出し業者と連携をとり、昼食配膳をお願いしたいとの嘆願書を受け、その旨を野上中学校と美里中学校に伝えましたが、学校では以前から、そういった場合の対応は実施しているとのことでありました。

これらはランチボックス方式とまでには至っていませんが、それぞれの中学校が、生徒に対し、臨機応変に対応してくれています。問い合わせでは、実数としてほとんどないとのことでありました。

生徒にとって、お弁当を友達と食べることにより、栄養面や味つけ、また作り方などへの関心も高まり、食物の調達方法など、家庭での食事づくりを通して身につく生活力が本来食育の目指すべきものであると考えています。

例えば将来、生徒達が自炊生活をする場合において役に立つ経験が大切であり、本町の中学生保護者の意識を考えれば、お弁当作りを親にすべて任せるのではなく、自分にもできることをしようとする機会を画一的に奪ってしまうことにも、デメリットはあると思っております。

ただ、近隣の府県や近隣の市町村の状況から、世論・風潮の流れに逆らうことは難しいであろうと考え、今後、県の推進方針や機に乗じて実施に着手する考えでありますので、御理解を賜り、答弁いたします。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） まず、世話焼き社会の構築についてなんですが、町の施策、最初も申し上げましたとおり、例えば地域ふれあいサロンの活動であるとか、最もすぐれている点は、話し相手ボランティアとか、見守りネットワークとか、認知症サポーターの養成事業であるとか、たくさんの高齢者を孤立から防いでいく、ひとりぼっちにしない活動があることは十分承知しています。

例えば住民同士のつながりという点について、いわゆる隣近所のつき合いを深めていくということに結びついているかどうかという問題があるのかなという気はしますが、郵便局員の見守り活動であるとか、乳酸菌飲料がたまっていたら報告してくれる制度であるとか、そういうトータル的なというか、制度の上での見守りということは、いろいろ

ろやって進んでいるというふうには認識しています。

ただ、住民同士のつながりというのは、今回のような災害の場合には非常に大きな意味を持ってきます。災害時に果たす行政の役割というのは非常に重要なんですけども、今回の地震は、特に千年に一度というような大きなものなのですが、自治体によっては、行政自身が大きな打撃を受けて機能しなくなってしまう場合も多いですから、要望が自治体へ集中しても、なかなか即座にこたえられないという現象が起こっている自治体も多くあります。

特にこの町のひとり暮らしとか高齢者の状況というのは、災害時に行政や民生委員の皆さんだけで支えられる状況を超えているかなというふうに、私は認識しています。

特にひとり暮らしとか高齢者の老々介護になっているお宅の状況というのは、そういう世帯というのは深刻な状況になっています。一つ一つ回ってみると、大変な状況も見受けられます。歩くことがやっとな人や、車いすが必要な人などもありますし、先ほど申しましたように、酸素吸入中の人もあります。

体の不自由なひとり暮らしの人を訪ねると、あんなになったら、もう死ななしゃあないなという、あきらめ顔で答えられます。

今までに起こった地震などの場合、特に阪神大震災の場合のような実態調査を後で行った場合に、だれが一番頼りになったかという質問に、一番多いのは近所の人という、この答えが一番多い。それから家族もありますけど、ひとり暮らしの人にとっては近所を人の助けというのが一番頼りになるのだらうと思います。救出・避難とか消息の把握、情報の伝達とか復旧・復興の各段階で、日常のつながりの力が、そういう場合には今まで発揮されています。

ただ、そういうのというのは、今まで行政として、そういうつながりをできるだけつくっていくという努力をしていること以上のものは出てこないというのも事実です。だからそういうものをいっぱい蓄積しておくということは、今回のような大災害の場合に非常に大きな力を発揮することになるのだらうというふうに思います。

この町もそうであり、名簿の把握とかされているようなんですけど、そういうのも了解を得て、地域の自主防災組織に管理してもらおうとか、自治体によっては、要援護の高齢者が日ごろはどの部屋で寝泊まりしているかということまで把握しながら、もちろん、本人の了解というのは必要なんですけど、進めている自治体もあるようです。

狭い地域のつながりの中に、自分たちの生活をお互いに開いて守り合うということが

大事なことではないかと、今回の震災を通してつくづく思いました。ですから、そういうふうな自主防災組織の救助訓練であるとか、消火とか、そんなことではなしに、そういう地域のつながりを生かした救出の訓練であるとか、そういうつながりができていれば、おいおいできていくんじゃないかと思います。

そういう意味で、特に災害時での地域住民のつながりを生かした防災対策というのは、取り組みがまとめられていると思うんですけど、そこについてはどういうふうにかえられているのかどうか、答弁願いたいと思います。

子どもの医療費については、私たちが最近実施したアンケートがあるんですけど、その中に子どもの医療費を無料にすると、何でも医者で、健康管理にうとくなくなってしまう親がふえそうだと、必死にやっている人が報われないから、そういうのは反対だという意見もあります。確かに余り子育て世代にばかりお金をつぎ込むのはいかなものかという意見もあるようです。

ただ、日本の子どもの貧困率というのは外国に比べると非常に高いので、この町だけが裕福かということはないと思います。国際的に見ても、OECDという世界協力開発機構の国々の中では、日本の子どもの貧困の度合いというのは下から8位と、下から数えたほうが早いというふうになってます。

子どもの数というのは、この町でも低迷していて、子どもの数がふえてないのに、教育委員会等の資料によりますと、要保護であるとか、準要保護の児童の数というのは、少しずつではあっても年々ふえ続けています。だから子どもの中に占める貧困家庭と言えるかどうかわかりませんが、生活にある程度困っている家庭というのは、確実に少しずつふえ続けているのは、この町も変わらないだろうというふうに思います。

私が知ってる子育て中の世帯のおうちの状況を見てみますと、ご主人は会社勤めから帰ってきて、すぐに夜遅くまでバイトに出かけて行って、10時過ぎまでバイトをしているという生活です。奥さんも、子どもが学校に行っている間はパートに出て働いているという勤務のパターン、意外とそういうパターンというのは多いと思います。住宅ローンを払いながら子育てをしていくという、公務員でも、この役場でも、給料をどこまで下げるかということが12月議会で問題になったんですが、最近の若い人というのは、非常に所得に恵まれないという状況の人が多いのも実態です。

今年度から公立高校の授業料の徴収がなくなったんですけども、それに連動して、今まであったPTA会費やとか生徒会費の減免を受けてた子どもが、授業料の徴収がなく

なったということで減免がなくなるということで、やはり同じようにお金を払わなければならないと。

私学に行っている子どもさんも多いんですけど、私学の場合は多額の施設整備費とか、いろんな名目で支払いが必要だと。だから教育無償化といっても、あながちそのまま、そういった家庭の裕福につながる場合も難しいかなという気がします。

おっしゃられましたように、この町は和歌山県下では、子どもの医療費助成について、中学校卒業までというのは、かなり先進的な実践を行っているというのはよくわかりますが、町の子どもの現状とか、子どもの数等を考えた場合、最も子育てしやすい町というのを目指して、子どもの医療費を18歳まで無料にする考えがないのか、もう一遍、お伺いさせていただきたいと思います。

学校給食の問題については、愛情弁当という言葉もあるとおり、子どもが弁当を親の愛情として受けとめて、それで親につくり方を教わりながら、自炊のときの見本にしていくという、昔はそういうこともありましたけど、最近の話で、例えばこれは日経新聞に、2007年ですから、4年ほど前に載った記事なんですけど、幼稚園の弁当で、ご飯の上に駄菓子をのせ、マヨネーズをかけただけの駄菓子どんぶりというのが本当にあるそうです。5歳の子どもにラップに包んだおにぎりとか、パンなどの、はしを使わず、手しか使わないような食事を与えている親もあつたり、年々弁当づくりが苦手な親がふえているという幼稚園長の嘆きの記事が載っていたとのことですが、じゃがいも、にんじんなどの原材料代と加工品の購入料を比較した家計調査があるんですが、そういうものを見ても、調理が家庭から後退し、食卓の季節感が薄くなっているという結果が出ます。

食事の洋風化というのが最近に進んで、脂肪中心の摂取率が非常に上昇しているという結果も出てます。ばらばらな食事時間というのが、都市、農村を問わずふえている実情で、子どもには無理強いをしないという親がふえているのも事実だそうです。

私たちはそんな子育てをした経験はないんですけど、カゴメというケチャップの会社の2008年の調査では、野菜嫌いの母親の子どもの77%は野菜嫌いという現象が起こっているという調査結果が出ています。

子どもに調査した場合、弁当のほうがいいという子どもが答える理由として、嫌いな物が入っていないからという答えが一番多いそうです。中学校給食については、共働きの夫婦がふえている現状であり、成長期の生徒の栄養が偏ることなく、バランスのとれ

た食事ができることなどのメリットがあるとして、平成21年第4回定例会で陳情を採択した経緯もありますし、子どもの栄養バランスという視点からも、全中学校での給食を完全実施する考えがないか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 田代議員の、自主防災組織で地域のつながりを生かした取り組みということの御提案でございます。

保健福祉課のほうで、ひとり暮らし調査の折りには、自主防災組織、あるいは区会というんですか、そういうところへの名簿の提出の同意もいただいております。名簿、あるいは民生委員、あるいは区長、班長、そういう自主防災組織を挙げて、名簿を生かして、ひとり暮らしで車いす、あるいは寝たきりというような方、近所の方で災害のときにどう避難するかと、こういうふうなところの総合的な取り組みというんですか、打ち合わせを、今はまだできておりませんが、今後、保健福祉課、あるいは民生委員の組織、いろんなところの御協力をいただきながら、総合的にそういうところの取り組みもいたしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の再質問にお答えを申し上げます。

子育て世代の経済負担を軽減する必要があるという議員の御提言につきましては、十分理解できるものでございますけれども、それぞれの自治体におきましては、いろんな形で住民への福祉行政を行っております。限られた予算、財源の中で、それぞれの自治体の特色や優先順位等を考慮した上で福祉行政に取り組んでいるものと理解をいたしております。

紀美野町におきましても、議員の1番目の御質問にもございますが、ひとり暮らしの高齢者の問題や急速な過疎化によりさまざまな問題等、総合的に考慮した上で、多くの施策に取り組んでいかなければならない現状でございます。

今後子ども医療費助成制度のあり方につきましては、さまざまな観点から、財源や他の福祉施策との優先順位等も勘案した上で、総合的に判断していかなければならないものと考えてございますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 確かに弁当づくりが最近では苦手という人がおるようですけども、ただそれで苦手やから弁当づくりができないということには至らないと思いますし、栄養のバランスというのも、給食をやったから、バランスがとれるとは限らないと思います。やはり家庭の食事というのは、外食をするのではないのでありますから、今後、外食を推進するようなことというのは避けていきたいと思っております。

また、学校では家庭科、保健体育科、あるいは社会（地理）によって、食域、食料の流れ等々を考えれば、給食だけが食育ではないということだけは御理解いただきたいと思います。家庭でよい教育を、家庭の中では幼児食とか保育とか、保健体育の中では安全・健康な食についても学んでいきます。社会科については、流通等々行っております。食育基本法の中にも、地産地消ということもうたわれております。それらを考えれば、給食だけがそれで賄えるとは考えておりませんので、授業等を考えて、今後財政上の問題も出てきますので、機に乗じて中学校給食を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 空中戦で平行議論をやっているけれども仕方ないので、例えば世話焼き社会の問題については、実際に高齢者というのは、生活しながらいろんな困り事を抱えています。ごみ出しだけでも大変な苦勞だという高齢者も、実は回ってみますと、たくさんおられます。地形の状況から、もっと町が工夫したごみの収集方法を考えてもらえないかという話もありますが、福祉というのも、例えば見回りですよ、ネットワークですよとか、福祉というのは民生委員がそういうところを回っていらいいんですよとか、行政の担当者がずっとやっていたらいいんですよとか、そういうことだけで任せおけたらいいかという状態ではないように私は理解してます。

以前に総務文教委員会から、福島県の小野町というところを訪ねたことがあるんですが、そこは今回の震災でも余り被害は受けてないようです。ここは近所の家に意識的に、例えば困っているような家があれば、両方の近所の家に、行政のほうから見守りをお願いしているという仕組みになっていて、そこは高齢者のいろんな介護予防とかも進んだ取り組みをしまして、そういうことについても感心したことがあるんですけど。

やはり世話焼き社会というのは、日ごろからシステムがどうか、見守り制度がありますよとか、こういう制度とか、そういうことだけではなくて、行政のほうでそういうふうなことを意識して、お互いのつながりが深まっていくような、もちろん地域ふれあ

いサロンもその一つの方法だとは思いますが、傾聴ボランティアもすぐれた取り組みだと思います。そういうのも近所のつながりができ上がっていくように、意識的に行政からの働きかけがないと実現しないと思うんですが、その辺、今後努力を続けていただけるのかどうか、答弁をお願いします。

子ども医療費の助成ですけど、県下では印南町だけが、この4月から18歳まで医療費を無料にする予定です。17歳以下の児童人口見込みは2010年、1,450名から2014年には1,312人に減少するという見込みで、早めに手を打っておかないとだめだというのが、その認識だそうです。そのために次世代育成支援行動計画の中に、はっきりと18歳までの子どもの医療費を無料にするという目標を立てて、この4月から実現することになってます。ここはまた、結婚しているか、届出はしていなくても婚姻関係にある人以外は、働いていても助成するというやり方だそうです。

紀美野町の出生率というのは、平成21年で4.7と、一時のことを思うと少し上がってきました。でもやはり子どもの数が少ない部類では、県下ワースト3というところは抜けさせていません。だから印南町なんかでも、そういうふうに見通してということがあるので、こちらでも将来のことも考えながら医療費無料化を目指す考えはないのかどうか、しつこいようですが、もう一遍、お伺いします。

中学校の給食です。調理に十分な時間がかけにくくて、品数の減少につながるということで、弁当といっても、前日の残り物や出来合いの料理を詰めて、毎日同じ内容になる傾向もあるというお母さんからの報告が載っている調査もあります。

青森県の鶴田町というまちで、「朝ご飯条例」というユニークな条例をつくって、子どもの偏食を防ぐという食育に力を入れている町もあります。

文部科学省の調査では、2008年の完全給食の中学校は全国で75.6%と、4分の3の学校が実施しています。現在のところは、もっとふえているのではないかと思うんですけど、実施していない自治体というのは、ごく一部の自治体に限られていると。ただ、大阪府下は実施していない自治体が多いようですが、和歌山県下では、そう多くはないというふうに言われてます。

食育という難しいこともありますけども、全国的な流れでもあるし、全中学校の給食実施に踏み切るべきだと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（美野勝男君）

町長、寺本君。



○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の世話焼き社会の構築と、これにつきまして、当町におきましては、独居老人について、二重三重の、先ほど福祉課長のほうから説明をさせていただいたように、見守りをやっているという状況の中で、やはり行政の福祉という分野と、もう1つは家族のきずな、また親類のきずな、そうした全体的な社会の中で人間のきずなが問題になっています。だから行政ばかりに依存ではなしに、そうした家族のきずな、また親類のきずな、人間と人間のきずなと、そうしたものをもっと大切にさせていただいて、やはり社会を挙げて、地域を挙げて、そうした皆さん方をお支えをしていくというのが基本であろうと思います。

したがいまして、当町におきましては、行政は行政として福祉行政を進めてまいります。また反面、そうした人間のきずな、これを大事にさせていただけたらと思います。

2点目の、これにおきましても同じことだと思いますが、私は子どもは宝ということで、少子化対策を行政指針の一つに挙げております。そうした中で議員の皆さん方の御承認をいただいて、県下初、また全国では17番目の医療費の無料化を提言をしていき、そして実施をしていただく。そんな中で、また議員におかれましては、18歳まで引き上げたらどうかというふうな御意見でございますが、私は義務教育、そこまでは行政が責任を持ってやるべきであろうというふうに考えております。

印南町では18歳というふうなことで提言をされておるようでございますが、できましたらこの財政厳しい折り、子どもの福祉、また高齢者の福祉、そうしたことでいろいろと厚い行政施策を実施をいたしておりますので、さらなるということにつきましては、ひとつ御容赦をいただけたらなど。

ただ、やはりそうは申しまして、そうした近隣町村、また県下の状況等々を踏まえて今後とも検討をしていきたい、そうしたことで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 昨年4月、朝食が欠食している、食べない生徒の調査というのを行いました。それではパーセントで言えば1.5%、野上中学校でいえば1人ということなんです。お母さんもしっかり弁当もつくってくれております。

そういったことからして、欠食の家庭の食生活を補充するための給食というのは、今後そういうことも含めたり、あるいは財政上の積極的な導入というのは避けていけたら

なども考えております。

また、大阪では全国では最下位なんだと。確かに1割前後しかありません。それに対して知事は、平成23年度に補助金を出すというようなことを、新聞やテレビ等で言っていましたけど、そういった機会が本県でもあれば、機に乗じて考えていければなど考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君）                   これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君）                   一般質問を行わせていただきたいと思います。

それに先立ちまして、先日の大地震で被災された、また亡くなられた皆さん方に、心からおくやみを申し上げたいと思います。また、少しでも早い復興がされることをお祈りいたしたいと思います。

さて、質問ですけれども、初めに裏金問題についてお聞きしたいと思います。

この問題は、少しおさらいをしてみまして申しますと、元のお金というのは、当時の土木建設業者などの皆さんが、当時の旧国吉村、また旧美里町に寄附をしたものといわれておりますから、当然町や村の金であって、町民、村民の金であります。合併されれば紀美野町に引き継がれて、紀美野町民のために使われなければならないものでございました。旧村から昭和28年の大水害のころにつくられ始めたようで、水害後も復興のため、また住民の要求で道路などの建設に使われた、そのようであります。

土木建設請負金の一部を、当時の皆さん方は当たり前のように寄附された。そのようで、私が初めて議会に当選させてもらったころ、毎年一般寄附という名目で、数千万円という多額の寄附金が予算化されました。質問しますと、篤志家からの寄附というだけで実態がわからないものでございまして、寄附金はもらうなど、そんなことは言えるわけございませんから、毎年このような多額の寄附があるというのは、条例にない税外負担があるのであろうと、それは法律に違反するというので、その予算には反対してまいりました。

また、旧美里町において、小馬場町政の最後のころ、現在は美里支所になっておりますけれども、役場を建設する時、裏金が約6億円、小馬場元町長が全員協議会でもって出したいんやと、そういうことでありましたから、裏に置くならば、そんなものはよく

ないから表に出すべきだと、こういうことで出しました。

また、さらに段木町長が平成11年に誕生したんですけれども、その1年後、歳計外にあった旧美里町内のゴルフ場からの寄附金と関電からの寄附金、6億円余りを表に出したことがあります。これは当然自治法にある総計予算主義に違反するものであります。その時の私の質問に、総計予算主義に反する自治法違反であることをしぶしぶ認められて、次に、もう裏金はこれでないのかと、当時、私と野手議員の二人が質問をいたしましたけれども、かなりしつこく聞かないと答弁しなかったのですが、ないというふうに答弁されました。このことは当時の議員さん方も、ここに何人かおられますから、御記憶のことだと思います。

しかし、ないと言っておきながら、こっそり3億数千万円ものお金を自分勝手に使っていたんですね。議会制民主主義というのは、町長と議会が住民の福祉のために丁々発止とやり合うのが基本であります。それがうそがあっては、これは議会制民主主義が成り立たんわけなんですね。そういうことであつたわけであります。

また、小馬場元町長が庁舎建設の前に、裏金6億円を表の一般会計に寄附金の形で出した。それを当時、課長だった段木氏は見ていたんですね。そして段木氏自身も町長になってから、ゴルフ場からもらっていた寄附金を表の会計に出した。ですから正当に予算化して使う方法を段木さんは知っていたわけなんですね。実際に一部やっていますから。

これが段木氏が言ったというふうに聞いたんですけども、小馬場さんを守るために表に出さなかったと、このようなことを言ったというふうな話を聞いたんですけども、これはおかしい話なんですね。小馬場さん自身が、そういうふうにして表に出しているのですから、何ら小馬場さんをとって出さなかったという理由にならんとします。ましてや表に出すことをちゅうちょするなら、裏金3億数千万円は、次の町長が決まるまで封印して置いておくと、そういうことをするんだつたらわかるんですけども、出さないけれども、こっそり自分で使ったと。こんなふうなやり方は、これはとんでもない話だと思います。

その使い方も、例えば約270万円も使って、かじか荘での宴会ですね。ほぼ2カ月に1回、県職員を招いての接待だったということなんですけども、そう頻繁に接待の宴会をやっていたら、すぐばれますね。関係者の話を聞いたんですけども、県職員との接待というのは年に1～2回だったと、そういうような証言を聞いたことがあります、そうするとあとの宴会は何だったのだろうか。

また、段木氏は美里町時代に2回、町長選挙を戦っているんですけども、その選挙事務所を現在の美里支所の近くに建てましたが、土地の借り賃は段木氏が自分の財布で払うのは当然なんですけれども、それをお礼がわりに約200数十万円という裏金を使って、造成をして、お返しをしていると。こんなふうな使い方をまさにしてきたんです。

また、段木さんに近い町民の土地を買い上げているんですけども、表のお金を出さずに、寄附をしたことにして、実際には裏金から、このお金が回っていたんですね。まさに脱税を奨励するようなことで、そんなことが何件もされておったと。それらの人たちは、その後、税務署から裏金がばれた時に追徴税を取られまして、大変怒りの声を上げておられました。

ここまでの話は、この間に百条委員会で調査した話ですから、知らなかったというのでは話になりません。知らなかったというならば、それはまさに調査不足、勉強不足ということになると思います。

さて、刑事事件としては、町が裏金問題が発覚後、刑事告訴をしたことに対して、検察は嫌疑不十分として不起訴の決定を下しました。これは起訴猶予に次いで重い、黒に近い灰色ですね。そしてそれに対して町が検察審査会に異議を申し立て、検察審査会は不起訴不当の決定を下しました。その後、検察は再度の不起訴を発表しましたが、厚生労働省の村木局長の事件を見ても、一たん下した結論に対して変更しない、メンツにこだわるといふ姿勢がかいま見えたように思います。

さて、再度、民間団体が昨年暮れに検察審査会に異議申し立てをしまして、それに対して検察審査会は却下をしました。これはこの段階で段木さんの無実が確定したというふうなことを言われる方もおるようなんですけども、それはとんでもない話で、何で却下したのかというのは、それは議会でもよく使われる一事不再議ということですね。要するに検察審査会は、一たん不起訴不当の決定を下した以上、もう一回の決定は下しませんよと、そういうことなんです。時効というふうな問題もあって、刑事事件については大変進みにくい、そんなふうなことになっておりますけども、町はもっと情報を公開をしていけば、この点についても何らかのこともあったんじゃないかというふうに思います。

しかし現時点では検察庁は黒に近い灰色の嫌疑不十分として、それに対して検察審査会は不起訴不当なんだと、そういう結論を出したということで止まっているわけでありませぬ。

書類等の証拠品を焼却してしまえば、黒も白になるような、そういうふうな流れがあったのでは当然住民は納得しません。この3億数千万円の金が正しく予算化されれば、今年のある大雪の中、山の上のほうの住民の方が、高齢の方が病院に行けずに我慢しなければならない、そんな状況をなくせたかもしれません。昨年の暑い夏に畑で病気が起こり、周りに緊急を伝えるすべもなく亡くなった方があったわけでございますけども、そんな方を救うことができたのではないかというふうに考えます。

一人勝手にかじか荘での宴会や自分の選挙に使っていた使い方、そんなふうなことを思うと、非常に歯がゆい思いをいたします。しかも、裏金をいまだに自分の金だと主張して、残っているであろう1,000万円も返そうともしない。

何にしても、記者会見では積極的に裏金の真相解明に努力をすると大見得を切っておきながら、百条委員会では証言拒否や、一切口をつむりながら、昨年の町長選挙に出馬するというふうなやり方ですね。そういうふうなことをされてきているわけですね。そういうことを、まだ真相を理解されておられない方々が段木さんを応援するというふうなことで、真相をもっと知っていれば、こんなこともなかったのではないかというふうに思います。

この問題、住民の皆さん方が納得する、そういう解決をつけるために、今後どのように取り組むのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、地方自治法第92条の2項について、お聞きします。

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないというふうに、この法律はなっていますよね。

長野士郎という方の書いた逐条には、議員の一括下請けは脱法行為として、さらにその運用として、1項では、普通地方公共団体の議会の議員の配偶者や子弟の請負について、実質的な支配力を及ぼし、また配偶者や子弟の請負というのは名目で、実質はその議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得るのであって、このような事態も同じく本条の規定の趣旨から極力避けねばならないところである。実際の運用について、注目されなければならないというふうに考えると。

要するに議員はオーナーではなくて、配偶者や子弟がオーナーになっていても、実質的にその会社に支配を及ぼしているならば、これは避けなければならない行為であると、

こういうふうに長野士郎という方の書いた逐条には明記されているわけであります。

また2項では、実際にその行為が明瞭でない場合には、第127条の所定手続きに沿って、それを決定することとなっています。

判例を見てみたんですけども、判例では、要するに127条の議員の執行の問題ですね、それについては3分の2以上の議会の議決がなければならないとなっています。また意見としてあるのは、反対に3分の1以上の反対があれば、議員の執行がないというのはおかしいと。まして政治的な問題もあるから、この問題については司法の場でやるべきだと。議会の場じゃなくて。ですからそうやってまいりますと、刑事告訴となるのか、まだ具体的なものはありませんけれども、そういうふうな意味合いのことが書かれています。

町の請負職種として、土木建築、写真、鉄工所、飲食、し尿のくみとり等があると考えられます。近頃の仕事がなくなっていることから、あるいは議会の議員としての住民の方々の御批判の中から、こういうことに関してもつながっているのではないかと。というのは私ども共産党が行ったアンケートに、これに関するようなことが書かれていたわけであります。議員もえりを正していかなければなりませんけれども、自治体としても、請負に関しては、住民の皆様にも正しく執行していることを御理解いただかなければならないというふうに考えます。正しく仕事の発注ができていくかどうか、確認のためにもお聞きしたいと思えます。

また、今度4月にある町議会議員選挙において、被選挙権との関係でどうかも、お聞きしたいと思えます。

次に、除雪についてお聞きしたいと思えます。

今年は例年にない大雪が降りました。ある高齢の方ばかりいる集落にまいりますと、先の大雪のため、定期的に通院しなければならないのに行けなくなり、車もないので仕方がないから坂道を自分で塩カルの袋を引きずって行って、まきに回ったと。そしてようやくバイクで病院に行ったそうでもありますけれども、何とか町のほうで除雪をしてもらえないかというお話をお聞きしました。

県道とか国道とかは除雪はされておりますけれども、町としても予算が少ないという問題もあると思えますが、病院や買い物等、どうしても外出が必要な方がいるかと思えます。県道、国道以外でも高齢者が圧倒的で除雪のできる人がいないなど、そういうふうな悪条件のところによっては、町で除雪をする必要があるのではないかと、そのように

考えます。

何にしても、町道、農道、林道という道路の維持だけではなくて、住民の福祉という点から、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、交通弱者の救済について、お聞きしたいと思います。

以前からお聞きしているわけなんですけど、町はふれあいバスなど、交通弱者に対する施策を実施しているところがございますけども、町全体をカバーするというのは大変難しいと思います。デマンドバスとか、そういうふうなことが、各地でもいろんな取り組みを進めてこられていると思いますが、3月2日と3日、Y市に徳島県の助け合いタクシーが行くという記事が載りました。

そこで、徳島県の美馬市木屋平というところなんですけども、元木屋平村というのがあったそうなんですけども、合併されて美馬市になったと。そういうことで、この地域の方々が、以前バスが走っていたのが、合併後なくなってしまったということから、何とか交通の利便を守ってもらいたいという声がたくさん出てきたそうであります。

その当時の話し合いに出ていた市の職員が定年退職になったことをきっかけにして、友人たちとNPO木屋平というのを立ち上げたそうであります。聞いてみたんですが、ここで民間タクシーという自分の車を出し合って走らせているそうなんですけども、登録運転手は45人、利用者357人が、年会費1,000円を納めて運営を支える。運転手は岡山県まで行って1日の講習を受けて、営業用の2種免許と同等の資格を取ってきたそうであります。2006年ですから、今から5年前ですか、道路法が改正されて、そしてそういうふうなことができるようになったようであります。

輸送料金は1キロメートル当たり130円、待機料金は30分で100円、料金の85%は運転手が受けとって、残りは団体の運営経費に回しているそうであります。

聞いてみたんですけども、木屋平支所というところにNPO法人の事務所を置かせてもらっているようで、月水金と3日間の午前中だけ、NPOの事務所で、利用者の皆さんから電話で、いついつ何時に行きたいということを受けるそうであります。月曜から日曜日まで毎日、車が動くようで、夜の会合にも出動すると、そういうふうなことをされているようであります。

運転業務だけではなくて、お年寄りの家の草刈り等にも行くようでありまして、ちなみに美馬市ではシルバー人材センターがあるのかというふうにお聞きしましたら、ないそうであります。ですから、シルバー人材センターのそういう版というふうにご考えてよ

いかと思いますけども、そういうふうな運営をしているようであります。

何にしても現紀美野町内の高齢者も、交通弱者が多くなってきていると思います。現在のタクシー会社との関係など、いろんな問題もあると思いますけれども、町としても、紀美野町全体を考えた、また現在のふれあいバスでは、時間等があって、どうしても病院とか買い物に行きにくいという方もおられますので、検討をされることが必要ではないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、マイスター制度についてお聞きします。

マイスターというふうに横文字は使いたくないんですけども、県の事業で「シニアマイスター」という制度があったようであります。その紀美野町版という感じで取り組んではというふうに思いまして、こういうふうに提案いたします。

Iターンの方にお聞きしたんですけども、農業をやりたいというふうに思うんだが、だれに教えてもらっていいのかわからないと。そういう人を紹介してもらえないかということで質問を受けました。その方もおっしゃるんですけども、教える人も自分の知識を人に教えて悪い気分でもないはずであると。そういうふうなことから考えて、確かに紀美野町の方は高齢の方も気のいい人が多いですから、時間を言わずに、素人相手に熱心に話をしてくれます。農業でも、野菜、果樹、水稻、山で言うならば間伐やら枝打ち、そんなことを親切に教えていただける方が町内にたくさんおられると思いますけども、そんな方を認定されて、聞きたい方というんですか、勉強されたい方にお教えいただくと、そういう制度をつくってはというふうに思いますが、これについての見解もお聞きしたいと思います。

次に、買い物難民について、お聞きします。

政府の調査でも、買い物難民と言われる方々が600人おられるというふうに推定されているようであります。実際もつといると、帯広畜産大学の杉田聡教授という方が指摘されておるんですけども、紀美野町ではどうでしょうか。買い物の問題に対して、町は実態を調査されて把握されているのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

高知県の仁淀川町と池川町という町では、移動販売の車が活躍される中、高齢者の生活を守って活躍をしているようであります。高齢者にとって買い物が大きな課題になってきておりますけれども、商店の存続、また移動販売者への助成で、引き続き活動してもらえるとという手だてが必要ではないかと思います。



高知県のほうで5年間、事業の継続をしてもらうという条件と、地域の見守り、お客さんを相手に、きょうは来てくれてないとか、そういうふうな見守りもあわせて条件にして、車の3分の2の補助を出すという制度をとっているようであります。紀美野町にとっても、お金の要ることばかりで大変なんですけれども、しかし実態の把握とともに、その方々の福祉という点で検討していただきたいと思うんです。見解をお聞きしたいと思います。

最後に住宅リニューアル、リフォームについて、助成制度の導入について、お聞きしたいと思います。

町は若者対策として、この議会で住宅の購入や新築、増改築に関する制度の導入を図ろうとされております。これは全国的にたくさんの町がやられてますけども、和歌山県では紀美野町が初めてですね。そういう点で私たちも大変誇らしいのですが、ただ、350万円、40歳未満ということで、40万円ということになっておりますけれども、若者としてはいいんですが、景気対策というふうに考えた場合に、こうなるとまいますと、このことがハードルとして高いように思われます。1件当たり20万円ぐらいの助成で大きな景気対策ということを考えていく、そういう施策が必要ではないかと思うんですが。

ちなみに滋賀県の近江八幡市でやられているのでは、いよいよやるといった8月16日の申し込み初日に、前の日の夜8時から、市役所前で二人が徹夜で待ってあったというふうなことから始まっているようであります。初日の申し込みは282件、4,500万円の予算を組んだそうでありますけども、このうちの150件が1日が出たということでもあります。

経済効果というのは、助成額を7,200万円使ったようでありますけども、市ですから当然予算規模も大きいし、市民も多いということで、7,200万円が1.8倍の1.3億円の工事ができたということで、経済効果としては大変大きなものであったと。これはこの市の話でありますから、紀美野町は、それをそのまま一緒にというわけにはいきませんが、大変景気が悪くて、本当にみんなが青息吐息の状況にある中で、町としても何らかの景気対策としての取り組みが必要ではないかというふうに思います。

ということから町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時28分）

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時46分）

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の1点目、歳計外資金の質問にお答えします。

歳計外資金問題における刑事告訴については、検察の再捜査の結果、嫌疑不十分により再び不起訴となりました。この処分に対し不服でありましたので、和歌山地方検察庁の検事に説明を求めて申し入れを行いました。また、平成22年12月1日には、大阪高等検察庁に嘆願書を提出しました。しかし、これらの努力も虚しく起訴されませんでした。そのため歳計外資金事件における刑事告訴については、これ以上の手段はありません。

次に民事裁判では、現在、公判準備会により争っているところです。数カ月後には本法廷に場所が移され、証人喚問等が行われますので、それにより新たな証言や証拠が提出されるはずですから、真実が明らかになると信じております。

やはりここにきて、段木氏が歴代の収入役との間で引き継がれてきた関係書類を焼却処分されていることが、事実を解明する上で大きな妨げとなり、特に現金により支出されているものの解明は非常に困難となっています。

当町としては、歳計外資金を町の財産であると裁判により認めていただくとともに、公益に使われていない金品、2億2,000万円を返還していただけるよう、手綱を引き締めてまいりたいと考えております。

2点目の地方自治法第92条の2の選挙関連のことについての質問にお答えします。

公職選挙法第104条では、地方公共団体の議会の議員または町における当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第92条の2または第142条に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第101条の3第2項の規定による当選の告知を受けた日から5日以内に、同法第92条の2または第

142条に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失うと規定されています。この届出は候補者本人の判断ですべき事項と考えています。また、選挙後、異議申し出期間に異議の申し出がない限り、選挙管理委員会には調査の権限はありません。

美濃議員の4点目、交通弱者の救済について、お答えします。

安価に走るタクシーについては、福祉有償運送に取り組みました。この事業は社会福祉法人などの非営利団体が一定条件を満たせば障害者等を有料で送迎サービスできるものです。平成18年5月に福祉有償運送運営協議会を開催し、現在、清和福祉会美里園と紀美野町社会福祉協議会と生石会ひかり作業所が行っています。

対象者は要介護及び要支援者か身体障害者等の方のうち、老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が町民税非課税者である者か、本人及び世帯全員が町民税非課税者である者か、生活保護の受給者です。また、申請者及び同居人に有効な交通手段を持たない者となっています。

料金はタクシー料金の約半額です。運行範囲は紀美野町内に限ります。現在登録されている方は225名です。

議員御指摘の過疎地有償運送も有効な取り組みでございます。しかしながら、実施主体となるNPO等を結成し、車両等の購入、人員の確保、運営協議会での承認と、たくさんのハードルがあります。今後コミュニティバスの見直しとともに、移動手段の多様化について検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の3問目の除雪について、お答えします。

紀美野町内における町道が770路線で、延長408キロメートル、農道と林道では167路線で、延長が143キロメートルと、その他として、里道及び集落道を含めて約600キロメートル近く管理しておりますが、冬場には凍結の恐れのある主要町道及び主要橋りょうや集会所等に凍結防止剤、約500袋を配付し、通行の安全が図れるように努めているところであります。

しかしながら平成23年2月14日の昼ごろから降り始めた雪は、例年にないほどの

大雪となり、紀美野町内の各道路で渋滞が発生したり、竹や倒木等で通行に支障を来している、各地域からの通報や凍結防止剤の注文も殺到しました。その都度、職員が倒木等の処理、また凍結防止剤の追加配付と走り回りましたが、大変な混乱を来した状況であります。

議員が言われるように、高齢者の方ばかりの集落の除雪が必要と考えるとのことですが、道路管理者としては、住民の皆様が利用する道路はすべて重要な道路であり、大雪のときでも安全に通行ができるように努めなければならないと考えます。

町の財源や人員にも限りがある中で、道路の維持管理は、地域住民の方々の絶大なる協力が必要かと思えます。なお一層厳しくなるであろう財政下の中で、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、美濃議員の第2問目の地方自治法第92条の2について、御答弁させていただきます。

さて、地方自治法第92条の2の条文には、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人、また主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと明記された兼業を禁止する規定となっております。この条例の趣旨は、地方公共団体の事務の客観的公平さを担保することを目的としているものでございます。

議員が個人として地方公共団体に請負をしてはならないこと、また地方公共団体に対し、主として請負をする法人の役員になることを禁止したものでございます。

町は正しく仕事の発注をしているかとの御質問でございますが、紀美野町の発注をしております建設工事、測量コンサルタント、物件の製造請負及び役務の提供、物品の購入等に伴う指名競争入札及び随意契約につきましては、入札参加を希望する業者から提出いただいた入札参加資格申請書について、詳細にわたって審査した結果、適正と判断した業者についてのみ入札に参加をしていただいております。これによりまして、町としては入札した業者に対しまして、適正に発注しているものでございます。

御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして7問目の住宅リニューアル助成制度について、御答弁させていただきます。

議員御質問の住宅リニューアル助成制度につきましては、全国各地の多くの自治体でそれぞれの地域に合った独自の住宅整備の事業に取り組み、大変な成果を上げているようでございます。

当町でも、平成23年度の新規事業として1,000万円の予算計上をさせていただいております。その事業につきましては、若者定住促進事業ということで、過疎・少子化に対する人口対策として、人口減少率が特に著しい若者の町外への流出を防ぐとともに、町外からの若者の移住定住を促進するため、自宅の新築、また増改築の工事に対して、定額の補助金を交付するものでございます。

また、これにより町内の建築業にかかわる多くの業者の皆さんに広く仕事が回ることで、地域に活性化をもたらすものと、経済効果を期待するものでございます。

紀美野町の定住リニューアル助成につきましては、若者の定住促進事業により進めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長(中尾隆司君) それでは私のほうから、議員の5番目の質問、マイスター制度について及び6番目の質問の買い物難民について、答弁させていただきます。

和歌山県のシニアマイスター制度につきましては、高齢者の方々に生きがいと心の励みを持っていただき、高齢者が社会を支える一員として、その能力を発揮できる長寿社会を創造していくことを目的としており、人生経験を通じて培った知識・技能・生活の知恵などを持つ高齢者の方で、他の人々に伝えよう、教えてあげようという意欲のある方を、和歌山県シニアマイスターとして知事が認定する制度であります。

制度自体は平成18年度で廃止されておりますが、認定された方が、県の紹介で現在においても活動されていると聞いております。

また、当時においての人选方法については、県からの募集等により自薦、また関係団体等からの推薦等により人选された方を審査し、知事が認定をしたということでありました。

議員御指摘のように、町においても、このような制度ができないものかということで

ありますが、人選、項目選定、審査方法等検討していかななくてはならないことが多くあるかと思しますので、今後検討してまいりたいと思います。

現在、このように「農業をやりたいがどうすればよいか」ということでは、近くの人で教えてくれる人がおればよいし、昨年11月から「きみの定住を支援する会」ではIターン、Uターンでこられた方に対して、ワークショップ（農業体験）等を通じ、野菜の栽培、麦の栽培、農機具の整備方法等の研修会を開催しております。

また、本格的に農業をやりたい方については、農協に営農指導員がおり、営農相談、営農指導を行っておりますので、聞いていただければと思いますので、まずは役場へ相談していただければ、担当課が窓口になり、対応することができるかと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、6番目の買い物難民についてでございます。

買い物弱者対策につきましては、平成23年度当初予算において、商工会への補助金の中に、通常の補助金と別に、買い物弱者対策補助金を予算化しております。

目的としては、少子高齢化や過疎化の影響等により、買い物弱者が生まれているのではないかと。そのような中、地域の活性化と安心して生活できる環境を確保するための対策を今後検討するということになっております。

このことに関しましては、商工会と連携を取りながら現状の把握に努め、移動販売等で地域を回っていただいている方々から地域の実情等を聞き、今後どのような対策がとれるか、検討してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（産業課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題については、そういうことで、一町長が枠を超えた行動をしたということから来たわけですね。まさしく議会制民主主義というものが吹っ飛んでしまっていると。ここに一番大きな問題があるかというふうに思います。この辺についてはどういうふうに思われますか。

言われるとおり資料が焼却されたことについて、非常にこちらも対応しにくくなってきているということなんですね。当時の小馬場町政時代の収入役の方も証言されておりましたが、自分は実際に裏金というお金を扱うと、これは非常に怖いものやと。ですから何かあったときに自分が潔白であるという証明をするためにも、几帳面にすべて

つけたと、こう言っているんですね。

また、一般的な事務をされている方の話を聞いても、きっちりつけることは自分側として、当然自分の身を潔白にするということであるから、つけるのは当たり前で、それを焼いたのかどうしたのか知りませんが、焼却して隠してしまったのか何か知りませんが、こういうことは当然考えられないことなんやというふうに言われるんですね。反対に考えたら、それを焼却したということは、何らかのことが、まともなことに使われてなかったというふうには言わざるを得ないというふうに思うんですね。

こういうふうなことであるわけで、町としても何らかの行動をしなければならないのではないかとこのように思うんですよ。というのは、一般的に皆さん方、この問題について、町長として非常に恥ずかしい行為なんですね。とんでもない、全国に恥ずかしいことをやっているんですよ。でも先にも言いましたけども、公の場に出て、百条委員会に出て、裏金の真相解明のために積極的に努力するんやとっておったけども、それもやらなかったと。別に町が告訴したから、しゃべったらあかんということにはならないですね。しゃべらなくてもいいけども、しゃべってもいいわけですね。ああいう場で。これはそうですね。告訴されているからしゃべってはならないと、そんな法律はないわけで、ただ本人は、しゃべりたくなかったから、しゃべらんかったと。しゃべらんかったということは、やましいことがあったというふうに当然思うんですね。

そういうふうなことをしたり、その後一切、去年の選挙以外は姿を見せていないわけですけども、積極的に何でそのことについて本人がやらないのか。隠れてしまって、何らこの問題がわからなくなっている。ですから町としても、この実態がいかにかんがわしい状況にあるのか、だれが恥ずかしい目をさせているのかということについて、何らかの行動をしていくべきではないですか。それが1点です。

また今後、民事訴訟が続けられていくわけですけども、先ほども課長は、数カ月後でしたか、証人喚問が始まっていくということで、当初もっと早い時点で証人喚問になっていくというふうに聞いていたんですけども、今、裁判所のほうへ段木氏は、みんなに頼んで書いてくれとあって、裏金は個人的にはなくて、町のために使ったんだというふうなことを書いて送ってきているようでもありますけども、そんな方々も証人の対象になっていくんですか。どんな方々が対象になってくるのか。その辺もお聞かせ願いたいのと、それから数カ月と言われましたけども、具体的にいつごろになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に92条の2項、兼業の禁止についてなんですが、今、課長は入札参加の申し込みのあった方々を入れてやっているんだということで、それについては妥当であるというふうな意味合いのことを申されましたけども、それでは先ほど言いました逐条の文言です、脱法行為の問題ですよ。議員の一括下請けは脱法行為であると。さらにもう一つの脱法行為として、普通地方公共団体の議会の議員の配偶者や子弟の請負について、実質的な支配力を及ぼし、配偶者、子弟の請負は名目のみで、実質はその議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得るというふうな、こういうこともしてはならないのだよと、こういうふうになっているんですけども、その辺のところの判断はどうなっているのですか、お聞かせ願いたいと思います。

それから除雪の問題ですね、課長言われるとおり、非常に厳しい財政の中でやっていただいていることはよくわかるんです。住民の協力が当然必要やというふうに、これもよくわかるんです。ただ、協力をしたくてもできないような、本当に高齢者の方々のみの地域をどう見るのか、一律に見てやっていけるのかどうか、どこかで線を引く必要があるのではないかとこのように思うんですよ。例えば高齢化率が何割以上とか、労働力があるのかないのか、非常に難しいんですけども、その辺のところ、やっていただいているということはよくわかるんですが、やりたくてもできない地域をどのように判断していくのか。先ほど申しましたように、福祉という点から見ていかなければ、病院にも行けない、買い物も行けない、こんなふうなことで置いておいていいはずがないので、その辺のところの判断を、またお願いしたいと思います。

デマンドタクシーですか、徳島県的美馬市のNPO法人の件ですけど、現在有償で、美里園とか社協のほうでやっていただいているのはわかるんですけども、実際運営は厳しいらしいですね。そういう中でボランティア的なところも必要かと思えますけども、そういうところに対して立ち上げていく協力というんですか、先ほど、コミュニティバスの代替的なことも申されましたけど、コミュニティバスはコミュニティバスで、幹線道路を走ってもらわなければ、バスも走らない町というふうになってまいりますと、これまた問題だと思うんですね。ですから、それはそれで、さらにコミュニティバスの路線外の方々の利便ということから考えて、徳島でやっている助け合いタクシーというふうな、何らかの手段が必要なので、その辺のところ、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

マイスターについては、今後検討していただくということなので、よろしくお願



ます。そういう方向でやっていただきたいと思います。

買い物難民の移動販売の問題ですけれども、先ほど私、600万人というふうに推定されているようなんですけれども、紀美野町での把握の仕方、こういうことが必要ではないかというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。移動販売をやっておられる方の意見を聞くという答弁であったかと思うんですけども、それについてはいつごろか、もうちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

住宅のリニューアルですけれども、課長の答弁にありましたけれども、確かに県下初の画期的なことをやられようとしていることについては、大いに評価するんですけども、一般的に350万円という、一般の方にとってはちょっと額が大きいんですね。課長も研究させていただいているようなんですけれども、もう少し利用しやすいものを。予算は1,000万円もなくともいいと思うんですけども、そういうことで、確かに今まで自民政権、現在の民主党政権と、そういう中で、高齢者を中心に、年金は少なくなっている一方、負担がだんだんふえてきているし、まして田舎ですので、近所とのおつき合いも当然しなければならぬと。そうやってまいりますと、本当につめの先に火を灯すような形で生活をしながら、将来のことを考えて、少しずつでもお金を置いておかないとならないということできてると思うんです。

ですから国の責任が非常に大きいのですけれども、そういう中でお金が動かない。資本主義社会にあってお金が動かないというのは、経済法則に反することになっているんですけども、そういう中で、町として他の自治体がやっておられるように、小さな金額で、20万円以上で10万円とか、いろいろな形のことをとっておられると思うんですけども、呼び水というんですか、そういう意味では、額は大きくなくても使いやすいものと、そういう点で景気対策のために制度をつくる必要があるかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の歳計外の件でございますけれども、こういう行政の枠を超えてというんですか、ルールを無視したようなやり方というのは、当然あってはならないことであります。証拠書類を私たち職員が焼却するということも、逆に私たちは身を潔白にするために、領収書等を保管するわけでございますので、全く考えの及ばないことでございます。

現在刑事訴訟の後で民事訴訟ということで、町としては取り組んでおるところでござ

います。

そんな中で、相手方の弁明に対して、今後裁判で証人喚問ということで、弁明に関係する方々の証人喚問というようなことも開かれます。だれがというか、またいつごろという点につきましては、現在そういう形の中で、本法廷が開かれるまでの間の調整期間でございますので、明確な御答弁を申し上げられませんので、お許しをいただきたいと思っております。

安価なタクシーの件でございます。現在福祉有償運送というような形でやっておるわけでございますけれども、過疎地有償運送というのは、公共交通機関のないところというふうな形もございます。現在、町ではタクシーも走っておるわけでございますので、そういうことの条件等も勘案しながら、また受け皿となるNPO、あるいは社会福祉法人等の運営主体ですか、そういう方々の御協力も得なければなりませんので、そういうことで、検討をこれから今後していきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、美濃議員の再質問の地方自治法の92条の2の中で、夫婦、また子弟について関係を持っていれば、法に抵触する、疑わしいのではないかという御意見でございます。

ただ、私どもでは、確かに夫婦であるから、そういうふうなかかわりがあるのかという形の真実というんですか、それを把握することが非常に難しいところでございます。それと92条の2には、請負をする者等、いろいろ役職等書いてございます。この中には夫婦、子弟という形のもので明記されていないということで、町としては適切に申請書の審査を行って、その中において該当する者でないということで、御指名させていただいているところでございます。

地方自治法127条第1項の中に、地方自治法92条の2の規定、議員の兼業禁止に該当するときは、その職を失うということでございます。またそれに加え、同条に該当しているか否かは、議会がこれを決定すると規定されてございます。私ども、町がこれに対して判断をするということとはできないこととなってございますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に住宅リニューアル助成制度について、増改築の350万円については非常に高いのではないかと、20万円程度に下げて、その2分の1の10万円を補助するとか、そ

ういう形に低減してはどうかということでございます。

この事業につきましては、主の目的につきましては、若者が町から出ていく、また町外から若者を町内に入れるということで、まずその方が住まれる家を改築をすると。家を改築するということは、紀美野町の中に定住をしていただくということでございます。定住するに当たって家の改築ということになれば、お風呂からトイレから、家全体をある程度直さないといけないという形が多ございます。このために350万円程度の費用を町としては考えて、それに対して町内の方については40万円、町外から来られた方については50万円ということで計上させていただいております。これにあわせて、町内の経済が潤えばいいということでございます。

先ほど20万円の事業があるということでございますが、これはあくまで経済対策ということであろうかと思っておりますので、紀美野町については、過疎対策ということで事業を展開しているということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質問にお答えします。

協力したくてもできない高齢者のみ的高齢者を地域において特定ができないかという御質問であろうかと思っております。病院や買い物等に行かなければならないということもあると思っております。冬の期間でも安心して暮らせるように支援してあげればよいことは、私どもも十分理解しておりますが、先ほども言いましたが、道路管理者としては、道路を利用する人すべてに安全に通行してもらいたいということからも、特定の場所だけをするということとはできないと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、中尾君。

○産業課長（中尾隆司君） 美濃議員の6番目、買い物難民についての再質問でございます。具体的な取り組みについてはどのような形であるのかということなんですけれども、地域の現状を把握するというところから始まると思っております。現在どのように食料品等を購入しているのか、また今後どのようなことが想定されるのかなど、移動販売等で現在地域を回っていただいている方々から実情等を聞きながら、内容を把握したいと思います。

また一方、保健福祉課では、介護保険の高齢者実態調査を予定しております。そのア

ンケートの項目に、買い物等の内容を入れて、資料として今後検討していきたいなというのを思っております。

このようなことから、今後どのような支援等が考えられるのかとか、また継続的に安心して生活ができるような対策ができるかということを検討していきたいと思っております。

また時期的なものにつきましては、商工会等と協議をしながら今後取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題はそういうことで、3億2,000万円ということをおっしゃったんですかね、そのうち2億2,000万円は私的に使っているということで、裁判が行われていると思いますが、先ほど言いましたように、本当に大変な経済情勢、また今度の大地震によって激甚災害に指定されましたから、当然借金ですね。またその借金の返済は交付税と、裏打ちの借金になってくると。そうなってまいりますと、今後交付税の会計がどうなってくるのか、本当に心配するところであると思っております。こういう財政的に弱いところは、本当に交付税頼みのところがありまして、町にとっては、1円でも大事にしなければならないということになってくると思うんです。

そういう点では、本当にいい加減な使い方をして、1つ1つ見れば、どれも本当に無責任と思われる分が多いんですけど、特にそのうち2億2,000万円は私的に使っているということでもありますから、取り返すべく頑張ってもらいたいと思っております。

福祉タクシーの問題は検討するということなので、そういうことでよろしくお願いいたします。

除雪なんですけども、課長の答弁としては、それ以上のことは言えないと私は思います。町長にお聞きしたいんですけども、まさに福祉的な意味合いがあって、降り込められたら辛抱しろということにはならないと思うんですね。いろんな事情があると思っておりますから。若い人がいれば何とかなるものが、高齢者ばかりだったらどうにもならないというふうなことが、やっぱり出てくると思っております。

そういう点で、何らかの線を引いて、課長言われるように、住民の協力で何とか頑張ってもらいたいといえども、頑張るにも頑張れないところがあると思うんです。そのところの線引きをして、町として何らかの手を打っていくということをしなければならぬと思っておりますが、もう3回目ですので、町長よろしくお願いいたします。

住宅の問題なんですけども、今、課長が言われていることは、若者対策として、それはも

う先ほど何遍も言ってるように評価しているのですよ。まだまだいろんな課題がありますけども、県下でも初めてということでもありますし、一つの施策としてなされている、これは大いに評価します。

ただ、さっきから何遍も言っているように、景気対策としても、本当に今、多くの大工の方やら、あるいは土建業者の方でも、これを使って道路の舗装からはじまって、そんなものも出てくると思いますが、そういう点で高齢者の方も使えるようなもの、まず40歳未満といったら高齢者は除外ですから、そういう点から考えても、全町民が対象になるような、そして景気対策として何らかの手はず、制度をするべきではないかというふうに考えますが、これについて町長、答弁をもらいたいと思います。

92条の2項の問題ですけども、要するに運用の問題で、逐条にあるように、実際のところ、兼業の禁止については、住民の代表者である議員が町村と特殊な関係を持つことによる不祥事を未然に防止し、町村の事務執行の客観的公正さを担保しようとするものであるというふうになっているんですけども、議員は直接オーナーであってはならんことは当然なんですけれども、先ほどから言ってるように、運用面で脱法的に議員の配偶者や、あるいは子弟の請負については、オーナーを配偶者とか子弟にしておっても、実質は議員であってはならないという、逐条がこのように書いてますから、そういうところを把握が難しいと言っているいいのですか。確かに127条は議会が判断をすると。それもさっきから言ってるように、3分の1以上の反対があったら、これは白ですよというふうに、127条はなっているのでしょうか。だから議会の判断までにも、町として、そういうふうに発注していいのかどうか、対応を考えねばならないのではないですか。最後ですけども、きちんとした答弁をいただきたいと思います。

買い物難民については、調査等努力をしていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の町民の裏金問題について、やはり町民の金であると。私的な使用については、これからも裁判において公の場で争っていく、そうした姿勢でありますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

3点目、除雪の件でございますが、冒頭に建設課長のほうから申しあげましたとおり、町道が777路線ありまして、延長で408キロメートルある。そして農道、林道では

167路線で143キロメートルと。トータルしますと、ざっと550キロメートル。といいますと、例えばの話、ここから金沢まででも大体片道が440キロというふうな、そうした非常に長い道があると。それをすべて除雪をさせていただくというのは、非常に財政的にも困難な問題でありますし、また一方では、議員が申されておりますように、非常時などの場合にどうするんなどということですが、こうした積雪というのは、この町におきまして、年に何回かあるわけですが、そうしたときに高齢者の皆さん方においては、やはりできるだけ出ないで、そして危険を回避していただくというのも一つの方法であろうと思います。

ただ1カ所だけ除雪をしておいても、通路においては、また除雪のしていない箇所もある。そうしたところを通過して、どこかへ行かれるというのは非常に危険であります。したがって、できればそうしたことで自重していただき、危険を回避していただく、そうしたことで、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

7番目の住宅リニューアル助成につきましては、当町においては過疎対策、そしてまた、町内における増改築の助成を行っていくということを目的といたしております。したがって、増改築においては恐らく町内業者を皆さん方が利用されるであろう、また新築をされる場合は、議員が申されますように、大手業者等々で建てられる場合も多かろうと思います。そうした両面をにらみながら、こうした施策をさせていただいたということですが、

また議員の言われておりますように、景気対策の一環として、もうちょっと小さい、そうしたものをすべきではないかとおっしゃられておるわけですが、こうした財政厳しい中で、一つの施策を町としては出させていただいておりますので、そんな中で、ひとつ御利用をいただける方は御利用いただいとというふうなことで、御理解を賜りたいと思います。

92条の問題なんですが、92条にもいろいろ解釈が書かれております。そんな中でございますが、最終的には異議申し立てにより選管が動く。また議会の3分の2の議決において判断をしていただくというふうなことで書かれておりますので、どうかひとつそちらのほうで判断をしていただき、そして進行していただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）

美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 答弁漏れです。前の質問で、町がこの問題について、住民の方々が理解されていないということに対して何らかの行動をするべきではないかと。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 答弁漏れ、申しわけございません。

2回目の御質問にあったかと思うんですが、こういう恥ずかしい目をしていると。したがって、町は何らかの行動すべきではないかと、こういう御質問であったかと思いますが、何と申しまして、刑事告訴につきましては却下された、しかしながら、まだ民事裁判が継続中でございます。そうした中で、町として何らかの報告会なり何なりしたときに、いろいろ誤解を招く、そうしたこともございますので、こうした民事裁判において、ある程度の判決が出された段階において、町民に対して説明をさせていただくのが誤解を招かない方法ではないかと、また、町民の方々にも御理解いただけるのではないかなと、そうしたことで思っておりますので、どうかその時期まで、私どもも真剣に取り組んでまいりますので、議員の皆さん方におかれましても、ひとつ御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩

（午前11時42分）

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1時30分）

○議長（美野勝男君） 続いて2番、小椋孝一君。

（2番 小椋孝一君 登壇）

○2番（小椋孝一君） 私の質問の前に、去る3月11日の金曜日に、このたび東北地方太平洋沖地震、長野県の北部を震源地とする地震により被災されました皆様方に、慎んでお見舞いを申し上げたいと思います。

私のほうから、通告のとおり2点、質問をいたしたいと思います。

まず、若者定住についてであります。

以前にも私、若者定住促進についてということで、一般質問をさせていただいたことがございます。その時に、前向きに検討するという答弁をいただいたわけですが、特に我が紀美野町へ定住してもらうために、広く、美しく、町営住宅の建設と低料金の家賃の設定が望ましいと私は考えます。

特に下佐々地区にある旧町営住宅、今、取り壊して空き地になっておりますけども、そのほうと、また、旧美里町にある町有地の跡地がありますが、これら今後どういう考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、地上デジタル放送についてということで、先般も質疑をさせていただいたんですけども、本年7月24日から、テレビ放映が従来のアナログ放送からデジタル放送に変わりますが、7月24日のアナログ放送終了時、町としてはどのように対応されるのか、また、基金として積み立てているお金について、もし機器等が不具合になった場合、どのように、かつ敏速に対応されていかれるのか、この2点について答弁をお聞かせ願いたいと思います。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それではまず、小椋議員の第1問目の御質問に御答弁させていただきます。

下佐々第2団地の跡地の活用についてでございます。

当跡地につきましては、長屋形式の住宅3棟、13戸が建設されておりましたが、去年度において取り壊しを実施してございます。現在は更地となっているところでございます。面積は1,260平米の町有地となっております。この敷地につきましては、その中央部を幅3メートルの町道が東西に通りまして、敷地を南北2つに分割した形状となっております。

ここに町営住宅を整備することについて、現地を調査し、検討してまいりました。住宅の形式については、敷地の有効利用、また施設の管理運営面を考慮し、複数階の集合住宅が適切と考えてございました。これを建設するについては、敷地が道によりまして分断されていること、また敷地の外周りの形が入り組んだ形状となっていることなど、住宅、駐車場、道路等、各種の必要な面積が確保できないような状況でございました。



このため、集合住宅の建設については、非常に難しいものと考えてございます。

このため、この敷地については細かく細分化することにより、効率的かつ利用できる個人宅地の分譲地として、開発、販売も視野に入れ、今後検討してまいりたいと考えてございます。

次にお尋ねの、他の地区の宅地ということですが、福井の団地につきまして、昨年度、5棟のうち4棟を取り壊しを行ってございます。しかしながら現在もまだ1棟が残ってございまして、その用地につきましては、借地となっております。残り1棟の方が退去された後、借地契約期限満了時に地主に返還することと予定をしております。

以上、下佐々、福井の住宅跡地の今後の対応について、御答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 小椋議員の2点目、地上デジタル放送についての質問にお答えします。

本町の地上デジタル化は平成18年度より取り組み、テレビ共聴組合や議員の皆様の協力のもと、ギャップファイラーによる無線放送施設整備を採択し、平成22年3月より放送が開始されています。

現在、加入世帯では、アナログ放送からデジタル放送に変更されているところです。共聴組合の加入世帯では、有線からUHFアンテナを上げていただき、デジタル放送対応テレビ等により視聴することができます。電波のどうしても届かない世帯には、有線で届くよう工事を行い、大部分で工事は終了しています。

各家庭で、平成23年7月のアナログ放送停止までにデジタル化されるよう、広報活動を行っています。電波の届かない場合は、対応の工事により日数を要しますので、できるだけ早く申し出ていただくよう、お願いしているところです。

アンテナ設備等の保守については、24時間体制で保守業者が待機し、不具合が生じた場合は、迅速に対応するようになっていきます。また、予備の部品等も保管し、故障のときはすぐに交換できるような体制をとることになっています。また、壊れた機器は、保険により費用が補償されるよう、契約を結びます。

町としては7月のアナログ放送終了時にテレビが見られない世帯が出ないように努めま

すので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 2番、小椋孝一君。

○2番 (小椋孝一君) 若者定住の促進ということで、先般から私、何度も話を  
てまいりました。しいては以前、長野県の下條村の町営住宅について、新聞にあった記  
事も、そちら側に提示をさせていただいて、まちぐるみで町営住宅の促進というこ  
でやっておるわけです。

町長も、子どもはまちの宝物ということで推奨しておりますけども、特に以前、町長  
のほうからも町営住宅、和歌山県下で見て紀美野町は結構多いんだと。それもわかりま  
すけども、今現在、若者が意外と紀美野町外に行かれて、近隣の市町村に移転するとい  
うことが結構多いわけです。なぜなら若者の住める住宅、そしてまた土地とか、そうい  
うものがないということで行かれるということも聞いております。

先般も野上中学校の卒業式に行かせていただいたときに、卒業生が57名というこ  
で、本当に100名からあった子どもが57名まで落ちていると。やはり行政と議会も  
同時に考えながら進めていかないと、何年か後には、もっともっと子どもが減りつあ  
るように思います。もちろん、民間業者にもいろいろな形の中で宅地造成とかいうこと  
も、これは配慮の分だと思えますけども、町の敷地、また先ほど2つの下佐々と福井の  
住宅跡地を言っていたいただきましたけども、真国の旧診療所の跡地なんかの町有地もある  
ということも聞いておりますし、そういうところをうまく利用して、子どもが住めるよ  
い環境の住宅づくりを、今後まちを挙げてやっていただきたいなど、こういうように思  
うわけでございます。

やる意欲がなければ何もできませんし、先ほど、ほかの議員も1,000万円の若者  
定住促進事業の中で、350万円で20万円の補助金を出すということでございますけ  
ども、空き家、また自分ところの家を改造してくるということに対しても、350万円  
以上かかると思うんですけども、それに対して、それだけのお金を投資してまで、こち  
らのほうに来ていただけるかということもありますし、行政側が率先して、先ほども下  
佐々の住宅地を区画をして販売するという話も聞きましたけども、そういうようにして、  
できるだけ若者が住めるようなまちづくりをつくっていくのが本位ではないかと、こ  
ういうように思うわけでございます。

それと、地上デジタル放送についてでございますけども、先ほど来、町が全力を上げ

て広報活動をして、7月24日に向けて宣伝をして、できるだけ町が頑張っ  
て啓発活動をするということでお聞きいたしましたけども、若干、中身な  
んですが、私、控えているのですが、ギャップファイラー方式というの  
は、和歌山県下でも、唯一我が町長が頑張っていたら、地上デジタル  
放送のギャップファイラー方式を採用していただくと、やっていたら  
わかるんですけども、中に3万円の加入金を集めて、もう打ち切った  
ということですけども、ただ心配するのが3万円の加入金、前回の総務課  
長のときには、加入金がなくても現状受けられるわけですけども、未  
加入の方については、町が率先して集金に行くという話を聞かせてい  
ただいたんですけども、再度、どういう方式にして集金されるのか、お  
聞かせ願いたいと思います。

今後の地上デジタル放送の対策についてということで、先般、電気店の  
業者に聞いたんですけど、町自身も、先ほど来、24時間体制で保守業  
者に保守を任せるという話がございましたけども、なかなか100パー  
セント電波が飛ぶということは、飛ばないというところもあると思う  
んで、今、何人体制かで、地上デジタル放送の担当がいると聞いてお  
りますが、それに対して、町自身も電波測定器を常時持っていて、町  
でできるものは町でやっていくことも必要だと思います。

そういうことの中で、今の7月24日以降、地上デジタル放送に対して  
の職員の体制はどのようにされていくのか、再度答弁願いたいと思い  
ます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、若者定住促進ということで御質問いただきました。  
なるほど、おっしゃられることも一理はあろうかと思いますが、私の若  
者定住対策というのは、もう御承知のとおり、Iターン、Uターン、J  
ターンの受け入れ、そしてまた一方では、今回提案させていただきました  
、若者が定住するための新築、また増改築の改築支援ということで、  
方針を出させていただいております。

と申しますのは、以前にも御質問がございましたが、町営住宅、こ  
れは御承知のとおり、当町では150戸あります。県内の市町村でい  
いますと、3倍ぐらいの多い数になっています。

そんな中で、一時的な居住を求めるのであれば、それでいいのです  
が、やはり永住を求めたい。そうなりますと、新築を建てていただ  
いたり、また増改築をしていただくと、若者に住んでいただくとい  
うことで、実は平成18年から今日まで、25世帯の皆さん

方が紀美野町へ定住をしてきております。そうした定住政策をとっておりますので、できましたら、そうした方針のもとに、今後とも進めていきたい。

また、確かに町営住宅でも古い町営住宅も出てきております。そんな中で、町営住宅は町営住宅として考え、定住促進については定住促進としての政策で対応していきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 小椋議員の2点目の、3万円の加入金のことでございますけれども、海南で実際受けている電波の方は、ギャップフィラーへは入ることは要りませんので、納めていただくことは要りません。その方がどなたであるとか、ギャップフィラーの電波を受けていて、そして3万円いただいてない方も中にはおられます。そういうギャップフィラーの電波を受けておられて、3万円お支払いいただいてない方については、町としては当然皆さんが納めていただいておりますので、その方をお願いをして納めていただくと、こういう形になってきます。

3月31日で加入というのは終わっているわけですが、4月以降でも、3万円払っていただいて加入という方も当然おられます。そういうことで、加入金については、町民の方々、電波を受ける方々には、3万円の加入金を支払っていただいてない方にはお願いをしたいと思います。

測定の機器の購入でございますけれども、まだ皆さん方にお諮りはしてないわけですが、当初予算でそういう予算も、一応予算書には載せておりますので、ぜひとも御可決いただきたいと思います。

もう1点、職員体制でございますけれども、これも当初予算の臨時雇用の中で、2名ほど職員を採用させていただいて、そういう方々に、また専任のスタッフというような形をお願いしたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） 定住促進ということで、町長のほうからIターン、Uターン、Jターンということで、率先して25世帯が入っておられるということでございますけれども、私もこれは賛成は賛成であるんですけども、自分の家を直して来るという人については、そらもうありがたいことでもありますけれども、町営住宅、所得が少ない人が、ここに住みたいけども住まれないという、そういうことも非常に多いわけでございます

し、私は以前にも言ったんですけども、紀美野町というのは住みよい町でありますし、我々としては、近隣に働く場所も十分ございますし、町内に住んでもらえるような政策をして、和歌山市、海南市、岩出に働きに行く人ができて、また働きに行くことによって社会保険、厚生年金を会社のほうで、かけてもらえるということでもありますし、そうなると、おのずから町民税もそこで引いて税収も入るといふ施策もありますし、Iターン、Jターンで、高齢者の方も結構入っておられますし、それはいいんですけども、町長が言う、子どもはまちの宝物と推奨しているのであるならば、住宅施策が、他の市町村に比べて3倍もあるということであるならば、個人の空き地もありますし、うまく別の開発公社とか、そういったところで造成できるのならば、町が率先して区画を整理して、若者が定着できるような、そういう施策も一つの方法ではないかと、こういうように思います。それについて、再度答弁を願いたいと思います。

地上デジタル放送でありますけども、以前、3万円の加入金について、前総務課長が、アンテナ、海南へ向いているものは、もちろん加入金を払わなくてもいけるんですが、後には新しい人が住まれて、和歌山あたりの量販店の電気屋さんが来て、パッとアンテナを向けたら映ると。その人はたまたま加入してないということになると、そういう加入金をどうように集金に行くのか。それをきっちりしてもらわないと、払っている者と払ってない者の不公平さができるということで、私はそれを言わせていただいております。

今後の電波測定器も、今までなかったということで今度買われると。それに従事する専任を雇うと。これは非常にありがたい。というのは24時間体制で保守をやられるのが、地元の電気屋さんか、私はわかりませんが、雷とかそういうものが落ちたときに即直せる、そういう体制をつくっていかないと難しいことだと思うんです。

私が言うのは、すべてが保守業者に任せるのではなくて、担当の職員がもうちょっと勉強していただいて、測定器を持って行って、パッとできる、すぐでも対応できるようなシステムづくりを、すべてを任せるのではなくて、その範囲の中でやれるのであれば、職員でやっていくほうがいいんじゃないかということをやっているんで、せっかく加入金を3万円払っているんですから、そこらを含めて、できるような体制づくりをしてほしいなということでもあります。

今後、先ほど来の東北の地震ではありませんけども、何か緊急の対策で、地震があって、地上デジタル放送のせっかくいいものをつくってもつぶれてしまうとか、そういう

ことになった場合、紀美野町にとっては、いろいろな形の中で、地上デジタルも入り、なんですけども、危機管理のマニュアル体制というのは、ちゃんとしたものができているのかできてないのか、それも含めてお答えを願いたいなど、こういうように思うわけでございます。

これもたまたま聞いた話なんですけども、電気屋さんが担当課のほうにデジタル放送の説明を聞きにいった時に、アンテナやったら、そこらのスーパーにあるから、そこで買っておいなど、こういうような話をしたので、できるだけ地元の業者を使うとか、そういう指導徹底を図ってもらうように、職員が、そこらのスーパーにアンテナがあるから、そこへ買いにいったら安いさかいに買うというような、そういうことをパツと言うのではなくて、地元で電気屋さんがあるのやから、そこらの指導徹底はできないものかなど、こういうように思うわけでございます。

この2点、すみませんけど、答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質問にお答えをいたします。

若者定住促進ということで、いろいろなそうした政策があろうかと思えます。ただ、先ほど申されましたように宅地造成して、そしてそうした造成地を販売するということにつきましては、今、福井檜山団地、これでもう51区画開発して、今でも17戸残っているというふうな状況の中で、今それをするというのは、ちょっと危険かなというふうに思います。

それと当町におきましては、特に旧野上町管内におきましては、今まで町営住宅政策、それも借地でというふうな、そうした、後に問題が残るような政策をとってきてます。それを今、できれば正常な格好にということで、町営住宅をできるだけなくして、そして皆さんに個々に建てていただく、そして住んでいただく、そうした政策のほうへ移行させているところでございます。

ちなみに町営住宅と申されておりますが、1室建てるのに大体1,500万円要ります。だから20室を設けたら3億円要ると。そして2分の1の国の補助を受けようとするれば、所得制限が課せられるというふうなこと。そうした非常に難しい条件のもとで入居していただかんならん。

そこへもう一つは、若者だけ住んでいただくという、そういうことはできません。若者であろうと、高齢者であろうと、所得制限の範囲内でいらっしゃる方は入ってもらわ

んならんというふうなことになりますので、趣旨的に変わってこようかと思しますので、そうしたこともあります。

そんな中で着実に紀美野町へ永住をしていただく、そうしたような政策を今後ともとっていきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

また、町営住宅におきましても、いろいろ検討しながら、今後とも対応していきたい、そういうふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 2番、小椋孝一君。

○2番（小椋孝一君） 下佐々と福井の住宅を言っていたけど、真国のところもあるでしょう。あそこの空いているところはどうするのか。

○議長（美野勝男君） 町長。

○町長（寺本光嘉君） 町営住宅跡地ではなしに、診療所の跡地ですか。診療所跡地につきましては、実は販売云々の検討までしかけてたんですが、あるところから、また学校の一部として利用したいという旨の申し出もありましたので、今は保留しています。販売はいつでもできるのですが、そうした全体的なまちおこし等も考える中で、総合的に検討していきたいということで、現在保留中でございます。御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 加入金を集めることについては、当然、町職員が集めるという形でございます。間違いございません。

保守という関係で、60本の大きなアンテナが立っている保守については、町内の電気屋さんではなかなか難しゅうございます。本来やっていただければいいんですが、やはり大きな業者という形にならざるを得ません。

ただ、通常、アンテナを各家庭で上げる場合に、まず町のほうでお願いをしているのは、やはり町内の専門の電気屋さんで、電波が来ているか、あるいはどこへ上げるのか、高さはどうなのかというのをはかっていただいて、海南から来ている電波を受けるにしろ、ギャップフィルターを受けるにしろ、屋根の上へ上げるのか、あるいは軒先でもいいのか、方向はどっちなのか、そういうことを町内の電気屋さんをお願いをして、はかった上で、アンテナを上げていただくと、こういうことを常日ごろやっているはずでござ

いますので、アンテナはスーパーでも売ってるというふうな発言も、あったかもわかりませんが、基本的には、まずそういうことで対応しておると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時05分）

---

再 開

○議長（美野勝男君）                      休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時07分）

○議長（美野勝男君）                      これで、小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君）                      まず3月11日、被災者の皆様方の御冥福をお祈りいたします。

1点目です。地籍調査の進捗状況について。

地籍調査の境界明示には、両者の立ち会いが必要となりますが、高齢化社会を迎え、現況を知っている人が少なくなって、今後、現地立ち会いが難しくなってきます。現在の進捗状況、すべて終わるまでの見通しはどうなっているのか。

2点目です。町有地の活用方法について。

筆数3,000以上とも言われていますが、役場は、間違いなく紀美野町随一の大地主です。公的建築物、公園などを除いた町有地の活用方法について、どのような考えを持っているか。

3点目です。職員のサービス残業について。

役場の始業にあわせて業務の受け入れ体制ができています。住民サービスを優先に考えれば当然のことなのですが、職員の勤務時間は8時30分から午後5時15分、昼の休憩1時間となっています。朝、だれかが早朝出勤してくれているからこそ、受け入れ体制ができていますものだと考えます。それでも職員の立場から考えると、基本はサービス残業がなくて当然、どのように考えても、だれかが朝のサービス出勤を行ってくれて



います。時間差出勤などで対処すべきでないのか。

4点目です。職員の提案制度について。

行政改革が叫ばれて久しいのですが、改善については、これでよしということはありません。絶えず見直し目線で物事を見る姿勢が必要です。私は、現場で直接行政に携わっている職員の一人一人が気をつけることで、もっと行政サービスの向上が図れると思うのです。自分の課、他の課などについて、改善提案制度をつくってはどうか。

5点目です。消防団の今後のあり方について。

現在消防団員の定数は586人とするとなっていますが、紀美野町が超高齢社会であることの一環として、団員の高齢化が見られます。消防団の仕事の内容を考えるに、年齢的に難しいことも起こり得ると思われるのです。今後、分団の統合、団員数の見直しについてどのように考えるか。

6点目です。池と水路について。

生活圏の変化に伴い、下流の田がなくなり、池としての存在理由が少なくなっているところも見受けられます。その中で野上幹部派出所奥の池は水を蓄えています。下流に田が一つもないとのこと。私が心配するのは、配水路が数キロメートルもあろうかと思う暗渠になっていることです。途中で配水に支障が出た場合、大変なことが予想されます。今後改善の見通しはどうなっているのか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 地籍調査課長、温井君。

(地籍調査課長 温井秀行君 登壇)

○地籍調査課長(温井秀行君) 西口議員の1点目の地籍調査の進捗状況についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の進捗状況ですが、紀美野町の全体地籍調査面積は128.31平方キロメートル、平成22年度末現地調査完了面積は85.96平方キロメートル、進捗率は68.4%でございます。

次に、すべて終わるまでの見通しですが、年次計画の見直しを近年行い、3年間短縮して、現地調査完了年度を平成36年度と計画をしております。

続きまして御質問の内容ですが、山間部の地籍調査は全国的に進捗が遅れています。御指摘のように、地権者の方々の高齢化による現地不立ち会いが大きな要因と思われま

す。

当町は現在のところ、高齢の地権者の方の不立ち会いは一部ありますが、事前に境界内容を確認済みの家族の方や相続人の方が、委任代理として、現地境界確定を実施いただいております。また、境界位置不明の地権者の方や代理の方には、法務局送付までの間に何度も立ち会いを依頼して、現地確認不能や筆界未定とならないよう、明示確定まで説明やお願いを申し上げているところでございます。

完了まであと13年間、上神野東部地域から長谷宮地域までの間を調査しますが、高齢化による理由で現地立ち会いが得られず、未調査となる可能性が考えられます。不立ち会いと予想される地権者の方につきましては、事前に職員が聞き取りを行い、現地本調査実施時に委任代理の方がスムーズな境界確定ができる資料となるよう、事前調査を進めていきたいと考えております。

また、参考として、地元土地精通者の方々の御意見を重視し、山林に詳しい森林組合さんの知識と御指導をいただきながら、地籍調査業務の完了に向けて努力をしております。

今後とも議員先生方の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。御答弁とさせていただきます。

(地籍調査課長 温井秀行君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、西口議員の2問目の町有地の活用方法について、御答弁させていただきます。

紀美野町は、御質問の中で御説明いただきましたとおり、筆数3,300の筆、面積にしまして224ヘクタールの公有の財産用地として所有してございます。

この公有財産は2種類の財産として分類され、まずは庁舎、道路、学校等など、公共用の目的に供している行政財産用地、面積にして180ヘクタール、このほか、それ以外の普通財産用地、44ヘクタールに分類されます。

現在、町が主に貸し出しの対象としているのは校舎の普通財産用地でございますが、一部行政財産用地の条件付きの貸し出しも行っております。売却用地につきましては、普通財産用地のみの限定となっております。

さて、御質問の、町有地の活用方法についての考え方ということでございます。町民

の共有の財産である公有財産の適切な管理を図っていくために、今後利活用が見込めない普通財産用地については、貸付の売却について、要望があれば、町や地元住民の問題が生じないという条件のもと、積極的に公有財産の有効活用を図っているところでございます。

この結果、本年度においては中長期契約中の各法人、また企業団体の事業施設用地の貸付に加え、公共工事での土砂や資材置き場等にも貸し出しを行ってございます。これにつきましては、平成22年度において31カ所、約1万平米の貸し出し、金額にいたしまして535万6,000円となっております。また、売却につきましては、企業団体、個人の2カ所で、面積にいたしまして286平米、金額にいたしまして284万6,000円の売却を行ってございます。また、地域住民管理による駐車場利用ということで無償の貸し付けとなりますが、大角残土処分地のように、地区からの要望があれば積極的に貸し出しを行ってまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、現在保有している公有財産については、単に保有し、管理するという姿勢から、持てる資産価値を引き出すことも念頭に置き、住民福祉の維持向上を図りながら、財源確保も視野に入れる中、公有財産の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

御理解賜りますようお願い申し上げます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 西口議員の3点目と4点目の御質問について、まず3点目でございます。職員のサービス残業についての質問にお答えします。

本町職員の勤務時間は、8時半から17時15分となっております。議員御指摘のとおり、始業にあわせて業務の受け入れ体制ができるには、職員が始業時間前に出勤して、準備していなければなりません。また、終業後の片づけなども職員が私的に行い、本町職員のモラルに任せている部分であり、始業時間前、終業時間後の拘束力はありません。

しかし業務が円滑に進んでいるのは、住民サービスの向上を目的とした職員の資質によるものであると考えます。町民にも、社会通念上、また常識として、勤務開始時間に仕事ができる状態でなければ、行政サービスの性質上、許されないことと考えます。

また、業務上必要であれば、受付窓口においては昼休憩を交代して行い、保育所にお

いては早出、居残りなどの業務形態に応じた勤務時間の割り振りを行っています。正規の勤務時間の割り振りについては、住民サービスを念頭に、現在も必要に応じて実施していますが、今後多様化するサービス業務によって、適用の範囲を検討していきたいと考えます。町民のサービス向上に努めますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて4点目でございます。職員の提案制度について。

役場職員から建設的な意見の提出を求めて事務処理の改善、執務環境の改善、経費の削減、住民サービスの向上、事務能率の改善などに努めている団体が近年ふえてきているように見受けられます。職員からの意見を求めることは、合併前の両町でも行われていました。

平成20年度より、紀美野町でも職員の勤務意欲の向上と能力の育成を目的に、職員臨時適性調査規定を定め、所属長が職員との面談を実施してきました。このような機会に職場の改善に関する意見も出してもらっていました。

また、職員にはさまざまな研修会に積極的な参加を促し、資質の向上に努めてもらうよう計画していますので、今後、研修で得た情報や知識などをもとに、建設的な意見が出てくるものと期待するところであります。

議員御指摘のとおり、職員の提案制度を定め、優秀な提案については実施していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは西口議員の5点目の御質問について、御答弁を申し上げます。

まず平成22年4月1日現在の本町消防団の状況ですが、16分団、14部で形成されておりまして、団員数は573名であります。年齢構成を御説明させていただきますと、18歳以上30歳未満が25名で4.4%、30歳以上40歳未満が120名で20.9%、40歳以上50歳未満が180名で31.4%、50歳以上60歳未満が179名で31.2%、60歳以上65歳未満が52名で9.1%、65歳以上が17名で3.0%となっています。また、平均年齢は47.1歳であり、全国的な平均年齢が38.8

歳ということからすれば、今後さらに若い世代の入団促進に努める必要があると考えております。

議員御質問の、消防団の仕事の内容からして、年齢的に困難なことも起こり得るため、分団の統合、また団員数の見直しが必要ではないかということにつきましては、議員がおっしゃるとおり、総合的な活動を考えますと、年齢的に困難な状況が起こり得る可能性も否定できません。

しかしながら、消防団は、みずからの地域はみずから守るという崇高な郷土愛護の精神を持った、地域の実情に精通した方々で構成されています。活動的にも、火災の対応のみならず、行方不明者の捜索活動への協力や、大規模災害時における避難誘導、救助活動、現地情報の発信、また平常時には救急法の訓練や火災予防に関する活動、消防水路の点検など、地域における身近な消防防災リーダーとして重要な役割を担っていただいております。

このようなことから、御質問の分団統合、団員数の見直しにつきましては、当町の地形的な実情と地域の密着性からすると、可能な限り現状維持を図ってまいりたいと考えていますので、御理解を賜りたく、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） 西口議員の6問目の池と水路について、お答えします。

野上幹部派出所奥の池は馬谷池といいますが、下流部に民家や公共施設が存在することにより、危険ため池として指定され、貯水量を下げるために余水吐（よすいばけ）を下げる改良や堤体が波によって浸食されないため、堤の保護工等を行ってまいりました。

また、平成11年度には、町道より小学校グラウンドに入る付近で、現況の空積み壁の水路が崩壊する危険があるとのことで、コンクリート製のボックスカルバートを施工し、徐々に改善をしているところであります。

議員の言われるとおり、現在は耕作されていた田もなくなり、水利用の池としては存在が薄れつつありますが、しかし、池には山から流れる水を一時調整して下流に流すという調整池の役目と、また山や谷から流れ込む木、枝、土砂等を止める大きな別の役目もあります。

また、議員が心配されている馬谷池の下流水路の状況ですが、池から約60メートルほどの間、開水路があり、そこから暗渠管となり、直径1,000ミリのコンクリート管が布設され、小学校校庭までの間、約440メートルが暗渠となっております。暗渠区間が非常に長いため、途中で閉塞されることも考えられることから、先日、現場調査に行ってきたところであります。

現場では、下流域の心配されている住民の意見も聞き、池の状態も調査をしたところ、池の貯水量を下げるための余水吐に水をためるための止水板を設置して、池の水を多くためていたり、その付近にパイプ、添え木、木橋等がありまして、もしものときは流れて暗渠管に詰まる恐れのあるものばかりなので、止水板を設置された方に説明をして、現在は撤去作業を進めてもらっております。

今後も池や開水路部からの木、土砂等の流入を防止し、暗渠管が閉塞されないように努めてまいりたいと考えております。

また、暗渠管に異常が生じた場合は、すみやかに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○7番(西口 優君) 答弁漏れです。3点目の時間差出勤などで対処すべきでないかという部分がちょっとわかりにくかったけど、ちゃんと答弁してたかな。

○議長(美野勝男君) 続いて答弁願います。

○総務課長(井上 章君) すみません。答弁漏れということで、時間差出勤については、現在考えておらないところでございます。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番(西口 優君) まず1点目の地籍調査という部分、今後13年かかるということですが、13年もかかったら、高齢者の方々、多分、現況をわかっている方々なんて、13年の命の存続が難しいぐらいかなと思っているんですよ。それと、未調査という部分が非常に難しい箇所になっているんじゃないかと、こういうふうに思うんですね。実際には、どこの箇所というふうな答弁ではありませんから、私のほうは全く把握しかねるんやけど、現実問題として、地籍調査で残っている部分というのは、きっと難しい部分が残っているんであろうと、こういうふうな想像、勝手な想像ですけど、普通に考えたらそうじゃないかと思えます。

そういった中で、これから先、1年延びるごとに非常に難しくなってくるであろうと、こういうことが予測されます。だからこれでも3年早くできるようにということの前提なんやけど、本当に13年待っていていけるかと、こういうふうな実務的なことを考えたときに、予算とか人員を拡充して、もっと早くしなかつたら難しいのではないかと、こういうふうに思うので、その点の考え方を再度尋ねたいと思います。

2点目、借地に利用しているとか、そういうふうなこと、これは非常に僕はいいことだと思うんですけども、それこそ3,300筆があるという中で、現実問題として、どことどこということにはわかりませんが、先ほどの小椋議員の話の中にもありましたように、町営住宅は考えてないけども、長期の永住とかというふうに考えたときに、それこそ売れるところがあれば、という部分があるかと思うんですけども。確かに福井に分譲地が残ってます。だけど、あれよりも安い分譲地が可能な場所があるかな。3,300筆もあれば、そういうところがあるんじゃないか。町が町有地を持っていても固定資産税は入らないけども、たとえただであっても、民間の人が持ってくれたら、固定資産税が入ると、こういうふうな考え方を、もう少し柔軟に持てないのかなと思うので、そういうふうな開発可能な土地というものが、きっとあると思うんですよ。もっとそういうふうな活用方法を。

それと、確かに貸し出しの土地とか、そういうふうな部分があるということについても、一般の町民は知らないんじゃないかと、こういうふうに思うんですよ。だから、確かにここに町有地がありますよ、地域の人が利用してくださいよという部分が、もっと広く知られていれば、活用ができるんじゃないか、こういうふうな部分で、広く知らしめるという部分の作業ということについては、どんなことを今までやってきたのかなと、こういうふうに思うので、再度の質問とします。

それと3点目の職員のサービス残業、私、きょうは8時半前に来ました。8時25分の時点で入ってきたんですけども、事務局の職員はもう体制ができ上がっていた。役場の中へ入ってきたときに、住民課は朝礼をやってました。

だけど、そういうふうな考えたときに、現実問題として、職員の人が納得してるかどうかは別として、サービス残業になっていると思います。そうしたときに、公務員として最初から、そらもう給料を払っているかもわからん、実際には、給料はその時点で発生しているのかもわからん、8時半前に現実問題として作業に入られているような状態で、給料として発生しているのか、それとも発生していないのか、その辺は定かでございます。

ませんが、まず職員の側からしたら、受け入れ体制はできていて当然という考えと、ところが雇うほう、管理者のほうから考えたときには、そういうことを、もちろん押しつけるわけではないけども、行政というのはサービス業の最たるものでしょう。

そういった中で職員も快適な職場環境ということを考えて、笑顔を売る商売。笑顔を売るということについては、職場に着いたら仕事としてお給料が発生する。だから笑顔も出るんじゃないかと。ただで仕事をやらせてもらったのでは笑顔が欠けてくるんじゃないかと、こういうふうと思うので、もし時間差出勤ということができるといったら、たとえ10分でも15分でも、先に来た人は先に帰れるというふうなことが可能じゃないかなと、こういうふうと思うので、そういうことは、もっと真剣に考えるべきじゃないかと、こういうふう思うんですよ。

強制はしてなくても、できることならそうあるべきじゃないかなと、こういうふうと思うので、そういうふうな考え方について、質問したいと思います。

それと4点目、提案制度というこの部分、私としては、あくまでもこの質問文で見限り、行政サービスの改善と。

ただ、行政改革、これはこうなんですけど、ごく近い過去の事例から考えたときに、旧美里町で裏金問題、歳計外資金というものがございましたが、あれでも、もしだれかがそういうことを提案することができたら、こんなことはなかったんじゃないか。職員だれも知らなかった、こうかもわかりません。実際問題として、そうかもわかりませんが、もしこういうふうな提案制度があれば、少しは改善できたんじゃないか、私としてはこういうふうにも思うわけです。

本当はこういうことが旧美里町の役場でも完全にできていれば、ああいう問題にならなかったんじゃないか、こういうふう思うので、もっと自由に発言できる体質をつくるべきじゃないかな、こういうふう思います。だから、もう少し職員全体の声をくみ上げる体質づくりということについて、考え方を聞きたいと思います。

5点目の消防団のという部分、確かに高齢社会の中で平均年齢が47.1歳という、考えによってはまだまだ十分これからの時代、今の時代であつたら十分通用する体力を有していると思いますが、現実問題として定年ということの考え方ですね、どこまでかなと思うわけですよ。出初式なんかに行かせてもらったら、この人結構高齢やなと思うような人、まあそら元気で何よりなんですけども、その辺の考え方、どこまでかなというふうな、実務として、そういうふうな危険な作業に着かれて大丈夫かなという部分が



あります。だから定年というのはないのか、僕もようわからないんですけど、その辺の考え方について尋ねたいと思います。

6点目の暗渠の部分、私、子どもの時分には、あそこの池から下流については、ほとんどが谷川そのままむき出しになってました。だけど部分的に埋められていって、結構大きなところもあったし、それがあつたら全部暗渠になっているという、本当に中身がどうなっているのかは、実際のところ知りません。1メートルの、それこそ1,000ミリの管が最後までいっているのかどうか。だけどそんなことはあり得ないのではないかと思う。

小学校のグラウンドの下のほうにも出口があったように思うんですよ。だけどあの辺は本当にそういうふうな管が後で埋められるわけがない。人間が入れたぐらいの穴が空いてましたわ。今回、線路跡地の道ができるということで、そこも暗渠になってしまった。だけど本当に池からの下流ずっと1,000ミリの管が詰まっているとは考えにくいんですよ。

失礼な言い方やけど、今の警察の真裏に結構大きな水路がありました。こんなところでも1,000ミリとかいう問題ではなくて、人間が入れた、そういうふうなところ、それもずっと下まで、人間の背丈を超えるぐらいの溝になっていたはずなのに、それがどこでどういうふうになったのか知らないけど、本当に1,000ミリの管が入っているのかどうかという部分が定かでないような気がするんですけど、その辺はだれか現実問題として知ってて、1,000ミリが入っているということの確認をされてますか。再度尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 地籍調査課長、温井君。

○地籍調査課長（温井秀行君） 西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の方が今後多くなってきて、地籍調査、本当に13年間も大丈夫であるかという御質問でございます。私は先ほど質問でも、ちょっと触れさせていただきましたが、今後の地籍調査のお立ち会いにつきましては、現実も実施をしているところでございますが、前年度にお年寄りの方で現地立ち会いができないという方がいらっしゃれば、事前に調査をしてございます。法務局の登記簿を事前に取り寄せ、また公図を取り寄せ、現地の里道、水路、官民境界、長狭物の事前調査、または民々の事前調査を仮に行います。また、そういう方がいらっしゃれば、事前に前年度に聴き取りを行いまして、またその息子さんや家族の方、あるいは相続人の方を全部調べますので、その相続の方の中

で立ち会いをしていただける方を事前に探し、お立ち会いをお願いしております。

また、境界の内容につきましては、メモと資料等で土地の状況を伺い、またお隣さんにも伺い、本番調査に役立つよう、私ども調査図素図と呼んでおりますが、そういう資料をつくって、本番で境界明示ができるようお願いをしております。したがって、事前調査ということで現在も実施をしておりますので、そういう形でやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど御説明をさせていただきましたとおり、公有財産については3,300筆、面積が224ヘクタールと説明させていただきました。そのうち貸し出し、売買ができるものについては、普通財産用地ということになります。この面積が44ヘクタールということでございます。

この内訳につきましては、山林が約86%でございます。雑種地が9.2%、宅地が3.8%、原野が0.9%という内訳となっております。このうち宅地につきましては3.8%ということで、1.7ヘクタールの面積を有しております。先ほど1万平米の貸し付けをしているということで説明させていただいたんですが、1万平米といいますと、1ヘクタールとなります。宅地の1.7の1ということで、7割近い面積を既に貸し出しているということになります。

ただ、山の奥のほうにある宅地も、この中に含まれておりますので、私の知るところでは、道に近いところについては、おおむね今は貸し出しを行っている状況にございます。

町民の方が、町の用地がどこにあるかわからないということで、貸してほしいという発想も出ないということであろうかと思っております。今後、一番道に近いところということで、そういうふうな皆さんに知っていただけるようなリストを、できたらつくってまいりたいなということで考えております。

また、公会計の見直しということはないんですが、改革ということで、財産等についても、すべて拾い出しを今後していかなければならないということで、それに合わせて、そういう台帳もできるものかなと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 3点目の始業前のサービス残業ということでございますけれども、明確に仕事と言える部分と、仕事をやっていく上で、本当に職員としての常識上の準備期間ということもございます。そういうことで、現在は常識的に職員として、我々職員は時間にぎりぎりというのではなしに、ある程度余裕を持って準備を行っている、こういうふうと考えているところでございます。

提案ということで、職場の中で自由に発言ができるようにということで、現在はそういうふうな形で建設的な意見はどんどん職員が言って、それを上司が取り上げていくというような体制はできておると、そういうふうに思っておりますので、答弁いたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

年齢的な問題から、実務としての危険性等を勘案しての定年ということであったかと思いますが、紀美野町消防団の設置等に関する条例の中に、消防団員としての要件が定められておまして、年齢的には18歳以上という取り決めがあるものの、上限に関しては一切決められておりません。ただ、身体強健であって、団員として適任者であることという文言で明記されております。

議員がおっしゃるように、体力的に考えた場合に、実務としての危険性を勘案しなければならないような状況というのは、当然のことながらございますので、今後はそういった適性というものも勘案しながら、団員の確保に努めていきたいと考えておりますので、御理解賜りたくよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 西口議員の再質問にお答えします。

入り口付近は1,000ミリのコンクリート管が現在も見えております。それがずっと小学校のほうに入っているということで、下流にいくほど断面積も大きくなっております。大成高校のバックネット裏にも断面が見える箇所がありまして、幅が約1.2メートル、高さについては半円型の1.8メートルという、かなり大きな断面となっております。

また、この暗渠ができて約50年は経過していることとっております。その間に、私がいる間は大きな災害もなく、暗渠管が詰まったことも聞いたことがございませんが、先ほども申し上げましたが、もし異常が生じた場合は、暗渠管でございますので、すぐ対応してまいりたいとっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 1点目、まず地籍の調査状況、要は3割余り残っているということで、地籍調査が始まって何年ぐらいでここまで来たかということ、実際問題として13年で余裕を持って対処できるのか、こういう部分、本当に聞いておきたいんですよ。

現実問題として、多分残っているところは、非常に難しいところが残っているんじゃないかと、かように考えます。実際にできるところからまずする。民家が端にあって、人があってという部分は、割とわかりやすい。だけどこれから先は、紀美野町がこれだけ広いという中で、山奥もあるやろうなど、こういうふう勝手に想像をしているんですけど、本当にこんな山の中まで入っていけるのかなというようなところが、多分あるかと思っているんですよ。私としては。だからこれでいけるんかいなど。ほんまに13年で余裕を持っていけるのかという部分を、再度、念のために確認しておきたいと思えます。

それとですね、職員のサービス残業という部分、本当はたとえ始業する前のことであっても、できることならサービス残業をなくして、笑顔で迎えられるというのが理想かなと、私はこういうふう思っているんです。

私は小さい飯屋をやっているのやけど、たとえサービス残業は一切するなど、そういうことをすると仕事が顔に出る、つまらんことで、お客さんが帰りが遅くなったとき、ただで仕事をせんならん、そんなばかなことはないやないかと、そんなことは絶対したらいかと、常日ごろ、こういうふう言っているんですよ。

だから仕事でおくれる、仕事のための準備をする期間も、普通は仕事を準備するということも、どこからどこまでという部分、表に出る仕事と出ない仕事、たとえ準備であっても、それは仕事じゃないかと、こういうふう考えるので、本来は時間差出勤、たとえ10分でも構わない、早く出てきたら10分早く帰らしたらいいのと違うかと、こういうふう思うんですよ。経営する側、管理する側はそうあるべきじゃないかなと思

っています。

課長というのは残業もつかないと思うんですけど、実際自分の立場に置きかえてじゃなくて、自分がそういうふうに入社したときには、そんなばかなことと、多分私、考えたと思うんですよ。だからそういうことを基本的に管理する側は考えるべきじゃないかと。サービスということは、もちろん理想としてそうあるべきなんですよ。理想としては、そうあるべきやと思うけども、管理する側は、もしそれに甘えてしまえばいけないんじゃないかと、そう思うんですよ。職員としてはそうあるべき。だけど管理する側はそういうことを考えてはいけないのではないかと。ちょっと矛盾したような話を私させてもらっているけど、現実問題としてはそうだろうと思ってます。だからその辺の考え方を、再度、尋ねておきたいと思います。

6点目の、確かに暗渠の入る入り口は改善されている。出口もされてるというけども、中身は実際のところ、小学校のグラウンドの下へ出てきちゃったと思うんですけど、だれか現実問題として、もちろん確認のしようがないかもわからんけど、出口と入り口だけ直しているのと違うか。その中が全く確認のしようがなかった。本当のところ、私はそんなふうと思うんですよ。

僕は子どもの時には、確かに溝っことしてあった。だけど、僕よりも多分担当課長のほうが若い。そしたら私が子どもの時に、確かに溝で遊んだ記憶がありますので、そういうことがあるんですけど、入り口と出口だけは改修してるけど、中身なんて本当にだれか想像つくというような人、ここの議場にはないのではないかと、こういうふうな思う中で、本当に大丈夫かいなと。出口を直しているのはわかる。入り口も直しているのはわかる。だけど、その中の途中の経過は、全くだれも今でも想像つかない。だから本当に大丈夫かなと思ってしまうわけですよ。

だから、途中何十メートルごとに、そういうふうな区切っていて、中が見えるような状態やったら、これやったらここまで水が来てる、ここは水が来てないとかという部分がわかろうかと思うんですけど、形だけ入り口と出口だけ直しているけど、そこから向こうはどうなんやろうな。本当にだれか知ってる人があるのかなと思ってしまいますよ。だから行政としては本当にそれでいいのかと、こういうふうなことを思うので、だれか知ってる人、ありますか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず第1点の地籍調査なんです、13年は非常に長いというふうな御指摘であらうかと思いますが、今残されている部分は、難しい部分ばかりじゃなしに、入り口からずっと押していっていると。そして公共事業にかかる部分を先押させていただいて、その後を逐次奥へ延びているというふうなことでございますので、計画どおり、13年でできる予定で現在進めておりますので、御了解いただきたい、そのように思います。

それと3点目のサービス残業の件ですが、取りようによっては、いろいろ考え方があらうかと思いますが。しかしながら官公庁においては、残業する場合は命令をする、先に決裁をとって、きょうは私は残業をやりますと言ってやるのが残業なんですね。

そう考えますと、朝半時間早く出てくるとか、こういう場合は、あくまでも個人が8時半になって、さあ仕事をしようというときに、すぐできる体勢に持っていくのが、これはその人その人の心構えであらうと思います。これはあくまでも自主的に、その人が自分のためにやっている、そう考えていただいて、これはあくまでもサービス残業ではなしに、執務の事前準備だということで、私どもは理解しておりますので、そこまで職員が一つ心構えをした上で執務についているということで、御理解を賜りたいと思います。

答弁漏れです。6点目の暗渠の件ですが、これについては本当にあるのかないのか、こういう議論になっているかと思うんですが、もし機会があれば、一遍一緒に歩いていただいて、そして確認をしていただいたらわかることでもありますので、ひとつそうした機会を一遍利用していただけたらと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）                      これで、西口優君の一般質問を終わります。

午後3時15分から再開します。

○議長（美野勝男君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時59分）

---

再 開

○議長（美野勝男君）                      休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時15分）

○議長（美野勝男君）                      続いて3番、北道勝彦君。

(3番 北道勝彦君 登壇)

○3番(北道勝彦君) 国道370号線、紀美野町区域改良の陳情について、また進捗状況及び今後の見通しについて。

平成22年度9月に、和歌山県都市地域整備局から市町村に、予備費として大きなお金が出ています。国道370号線、阪井バイパス2億円、木津バイパス1億円、花坂拡幅1億6,000万円、国道480号線、花坂大門間、2億円、かつらぎ町は京奈和からの高野道をつけており、そちらのほうに予算がいつていると思います。紀美野町は海南市や高野町に比べ数倍と距離が長く、多くの予備費が出たと思いますが、紀美野町だけ1円も出ていません。陳情に行きましたか。また進捗状況、今後の見通しにつき、答弁願います。

(3番 北道勝彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 北道議員の国道370号改良について、お答えします。

国道370号は霊峰高野山につなぐ海南市、紀美野町、かつらぎ町、高野町の生活や地域の連帯には欠かせない歴史のある重要な道路であり、また近年、高野山を含む紀伊産地一帯が世界遺産に登録されたこともあり、近畿圏や関西国際空港から阪和自動車道を利用して高野山へ最短で結ぶ観光道路としても、大きな期待が寄せられる道路でもあります。

しかしながら、旧高野街道として古くから地域住民の生活道路として利用されてきた道路であり、沿道には地場産業の工場や住宅が点在し、大型車両や自家用車の通行量が増加しておりますが、人家密接地を縫うように続く現道では、幅員の拡幅が非常に困難な状況であり、沿線住民の交通の安全と緊急自動車や大型車両の通行を考えると、当路線の早期整備が切望されているところであります。

当路線は広域的な観点から、海南市と旧野上町、旧美里町が一体となった国道370号海南美里間改修促進協議会が平成5年8月に発足され、合併後も引き継がれております。

紀美野町の会員には紀美野町長、副町長、議会議長、海南海草議会議員連絡協議会副会長、産業建設常任委員長、区長会会長と、町を代表する人たちに会員になっていただき、国道370号の早期改修整備をしていただくため、国、県の関係行政機関に毎年要

望をしているところであります。

本年度は和歌山県に8月30日、大阪の近畿地方整備局には8月31日、また11月18日は東京の国土交通省や県選出国會議員への要望を行いました。当日は国会内衆議院面会所において、民主党の参議院国会対策副委員長、武内議員と県選出衆議院、阪口議員に同席をしていただき、要望書を手渡し、陳情を行いました。また、衆議院議員や参議院議員の県選出議員一人一人に、要望書を添えて陳情したところであります。

これからも国道370号の整備が完了するまでは、この促進協議会が毎年要望や陳情を行っていくものと思っております。

また、議員が添付されている補正予算で、紀美野町には1円も出ていませんとのことですが、国道370号関係で、平成21年度予算が海南市で約17億円、紀美野町で22億円の予算で実施をしていただいております。また、平成22年度では、海南市が16億円、紀美野町では13億5,000万円の予算となっております。県の担当課では、事業の工種や進捗状況等により予算の配分がされているとのことですので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番(北道勝彦君) 資料をいただいて、資料を見まして、紀美野町は海南市や高野町に比べ距離が数倍も長いのに、どうして予備費をいただけなかったのですかと聞きますと、海南市の神出市長はたびたび陳情に来ましたと言われたので、陳情に来ていればと聞きますと、5~6億円は出たでしょうと言われました。以前、町長に370号線の陳情に行ってくださいますかとお願ひしたところ、おまえ行ってこいよと口汚く言われたことがあり、毎年行われている形式的な陳情以外、陳情に行つてなく、予備費をいただけなかったのだと思います。

現在、土木の仕事も少なく、廃業される業者もあり、紀美野町にとつても業者にとつても大変大きな損失です。今回、国道370号線の陳情書を阪口直人国會議員に国に陳情していただき、お願ひしていたところ、国道370号線はAランクに昇格しました。陳情文を議会に出してはだめと言われたので、陳情文を読ませていただきます。

陳情書、海南阪和高速から高野山間の国道370号線について。

昔、高野山に登る道は7カ所ありました。四国は大師の誕生の地で、巡礼88カ所を



つくられています。高野大門は真西、四国・海南方面を向いて立っており、四国からの最短コースで、大師の歩かれた最重要道です。阪和高速、海南インターから約50キロです。現在、当局のお力添えをいただき、高野西街道として道路改良工事をしていますが、世界遺産になった現在、高野山への最重要幹線道路としての位置づけを願ひ、残事業の早期実現をお願いいたします。

Aランクに昇格していただきましたので、お金をいただけるよう、阪口国会議員にお願いしていますが、町長として、紀美野町のため、陳情に行っていたかねばなりません。もっとも熱意を持って陳情されますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほど、私どもの山本課長のほうから回答をさせていただいたように、平成5年から毎年、海南市、そして紀美野町と、両首長と議会議長、また建設委員長、副委員長、そろって国会のほうへ陳情に行っているということを言っているんですね。

実は昨年も、もう一遍申し上げますと、8月30日に和歌山県知事に陳情しています。そして8月31日に大阪の近畿地方建設局長に陳情しています。これも両町で観光バス1台ですから、20人から30人の議員さん方も同席の上で行ってます。そして去る11月18日に、東京の国土交通省、ここへ行きまして、そして陳情し、その後、国会議事堂へ行って、議事堂の特別室で、実は先ほど言いましたように、民主党の参議院の国会対策副委員長でございます、高知出身の武内参議院議員に陳情いたしました。そこには阪口衆議院議員も同席し、そしてともに陳情して、何とか国道370号を1日も早く完成すべく、みんなで陳情してまいったところでございます。

したがいまして、公文としてこれはやったという、私は認識をいたしております。先ほど議員が申されましたように、この陳情書、これでされたものやと思いますが、そうした皆さんの熱意がやっ通じて、これができたんだと。したがいまして、議員の努力はないとは私は言いません。ただ、みんなの力でこれができたんやということを、ひとつ申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、北道勝彦君。

○3番（北道勝彦君） 陳情に行ったといっても、さっき僕が言ったとおりに、形

式的に毎年陳情に行くんですよ。だからここで、何でいただけないのだと僕は聞いたら海南の神出市長はたびたび来ましたと。紀美野町は町長が来なかったとは言わなんだけど、神出市長はたびたび来ましたと言われたところを見たら、紀美野町からは町長が行ってないというふうに僕はとったんです。だからもっと熱意を出して、何遍も行ってこそ、このお金、予備費をいただいていると思うのよ。だから僕はもうちょっと熱意を出して、何遍も行っていただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えをいたしますが、実は昨年1月に、私の隣の特別室で、私、それから副町長、そして建設課長、また建設課の副課長等々が入りまして、阪口議員と、そしてまた秘書の方と2名来られまして、実は図面を広げて、そこで現在の状況、これからしてほしい状況、これを説明した上で、それから寒い日でしたが、現場をずっと歩いていただきました。そこまでさせていただいております。したがって今おっしゃられたように、一つも来ないとか、そんなものではないということだけ申し上げて、答弁といたしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

続いて14番、鷺谷禎三君。

（14番 鷺谷禎三君 登壇）

○14番（鷺谷禎三君） まず初めに、東日本大震災で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、初めに断っておきたいのですが、私の質問の趣旨は、町民の知る権利を満たすというか、保障する目的のための手段としての質問でありますので、現執行部に直接関係ない部分もありますが、よろしく願いいたします。

裏金問題の後遺症と風評被害及び旧野上町の住民の声について。

まず初めに、旧美里町裏金問題について、この裏金問題を引き起こした最大の原因は、約30年間、裏金を内密に運用されたこと、またこの間、議会はこの問題について全く機能しなかったことが、この裏金問題を引き起こした原因に尽きると思います。

もっと早く裏金の運用を正しい方向に戻すか、議会はもっと早く正常にチェック機能が働き、摘発していれば、旧野上町の住民にこのような状態で御迷惑をかけないし、紀美野町の名を日本全土に汚すことがなかったのです。

旧美里町の執行部と議会に重大な責任があります。その根拠は、平成20年、毎日放送、みのもんたの「朝ズバ」で連日裏金問題が報道され、この中でコメンテーターの第一声は、議会は何をしていたのかと言ったのが、今も脳裏に鮮明に残っています。

また、毎日のようにテレビ・新聞等でこの問題が報道され、紀美野町の名を汚し、甚大な風評被害を与えた罪は非常に重いのであります。これはみんな旧美里町の責任であります。違いますか。何で旧美里町で起こった事件を紀美野町に持ち込んで処理するのかと、多くの旧野上町の住民が疑問を抱いています。

また、私の議員活動の中で、旧野上町の住民から、美里町と合併して何もよいことがない、このことは、ここにおられる旧野上町の議員も、議員活動の中で一度や二度、耳にしていると思います。

また、特にお年寄りの方から、楽しみを奪われたという意見が多く、あなたたち議員の責任だという厳しい指摘もあります。具体的に、お年寄りの声を紹介しますと、年に一度の農林商工祭り、花見大会に、知り合いのみんなと会うのが楽しみで、中央公民館でしてくれた時は、朝から祭りが終わるまで、みんなと一緒に過ごしたが、今は美里ばかりで、いくら行き届いた送迎手配をしてくれても行く気にならん、町長は余り年寄りの気持ちがわからないのと違うかという声です。

町長、この旧野上町の住民の声、お年寄りの声を聞いて、どう思いますか。

また、私もいまだに納得がいけないことがあります。議長室にエアコンを設置したことです。約27年間、歴代議長が何の問題もなく執務してきた議長室に、この財政厳しい時に、ある人が今の議長にただしたところ、つけてやるといったのでつけてもらったとのこと。そんな無駄遣いありますか。予算から見れば微々たる額かもしれませんが、このようなお金を積もらせて、お年寄りの生活に知恵を絞ったらどうですか。

さて、何事にも客観的に判断でき、一般的な常識を持った旧美里町の多くの住民は、不特定多数の人が通行する国道370号及び県道筋に「私たちの大切なお金を取り戻そう」という立て札について、刑事事件で平成22年10月に検察再捜査の結果、不起訴になり、平成20年7月に損害賠償請求を提訴して、現在民事裁判で係争中である。現在もまだこの立て札が立っている、その意図はどこにあるのか。それとも政治的意図があるのか、聞きたいとのこと。このような状況は、ただ不特定多数の人に紀美野町の恥をさらすだけだし、子どもの教育にも悪い影響を及ぼすだけだと思いますが、いかがですか。

裏金問題については、今後このような問題は絶対に起こさないよう、再発防止に取り組むよう努めてください。

また、現在の紀美野町の執行部に直接関係のない質問で、答弁に困るのはわかっていますが、ただ裏金問題について、旧野上町の住民の判断と私の判断は間違っているかいないか、簡単に御答弁願いたい。

もう1点、多くの住民が裏金問題の告訴、提訴関係の事実を全く知らない人が多い。知る権利があります。何かの方法で、この問題をはじめ、その時の議会の論議的責任を知らせる方法を考えたいと思います。

次に、13人の議長が何の問題もなく執務してきた議長室のエアコン設置の件、正当な理由をお聞きしたい。また、旧野上町の住民の声にどうこたえるのか、官僚的な答弁でなく、わかりやすく簡単に答弁お願いしたいと思います。

終わります。

(14番 鷺谷禎三君 降壇)

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 鷺谷議員の御質問にお答えをいたします。

簡単にということですが、何点か要点がございましたので、少し長くなるかもわかりませんが、答弁をいたしたいと思います。

旧美里町の歳計外資金問題についてですが、歳計外問題にお答えする前に、合併について触れられていますので、平成18年の旧野上町と旧美里町の合併について、お話しします。

旧野上町と美里町の合併は、議員の皆様も御承知のとおり、野上町・美里町合併協議会で協議をし、合併協定や合併議案を審議していただいた上、双方の議会で賛成多数により可決されたものであります。

合併後、紀美野町の一部の皆様には、御迷惑をおかけしていることは十分承知しております。しかし、これらイベントの実施に当たっては、町全体を考え、最も適当であると熟慮して決定した結果、現在の場所で行うことにしております。

さて、歳計外資金の話に戻りますが、旧美里町で裏金が運用されてきたことは、合併前は存在について知りませんでしたし、合併協議に付されることはありませんでした。紀美野町の特別対策室の調査によれば、そうした結果でございます。

この歳計外資金は、向林氏や小馬場氏の町政の時代には、その多くが毎年一般会計に予算化され、入出金のすべてが帳簿で管理され、美里町収入役名で管理され、収入役の間で引き継がれてきたお金でした。ただ、一時的とはいえ、別口座で管理することは、法的に正しいこととは言えませんが、さまざまな町の事業に使われてきたことは確かでございます。

これに関して、議員の質問の中にある当時の執行部、議会及び監査の責任であるとのことですが、当時の状況がどうであったのか、どのようなチェックをしていたのかはわかりません。また、段木氏が町長に就任してからは、一般会計に予算化されることはなく、個人の意思で自由に使われており、ほとんどの人は歳計外資金が残されていること自体、知り得る状況になかったのではないかと思います。

次に、この歳計外資金問題が生じたのは、議員の皆様も御承知のとおり、かじか荘の無料宿泊券が購入されていたことが原因で発覚したことからですが、刑事告訴した理由は、刑事訴訟法に基づき、告訴しなければならなかったこと、町民の公益に使うためのお金を自宅の金庫に保管していること、自宅への私道を取り付けたことなど、道義的責任を追求する必要があったから、当時、議会において全議員の御承認をいただき、刑事告訴をいたしました。残念ながら、刑事告訴については不起訴となりましたので、刑事事件についてはすべて終わってしまいました。

議員の質問される立て札や看板については、町とは別に刑事告訴した住民の方が立て札を立てています。その内容から、町民にお金を取り戻したいという強い意思は感じますが、政治的意図については、わかりかねます。

最後に再発防止については、議員が仰せられるように、二度とこのようなことがあってはなりません。そのため、これまで実施した再発防止策については、これまで中間報告書を提出させていただいたり、百条委員会の提言に対して回答させていただきましたが、定期的な会計職員の異動、監査方法の見直しの提言、あるいは紀美野町職員倫理規定や紀美野町職員懲罰処分基準の制定など、対策を講じるということを報告させていただきました。現在これらはすべて対応しております。これからも二度と裏金問題が生じることがないように、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

もう1点、エアコン問題が抜けておったということでございますが、エアコンにつきましては、先般の議会において、皆さん方の御了解をいただいた上で取り付けをさせていただいておりますので、これには触れたくはございません。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 14番、鷺谷禎三君。

○14番 (鷺谷禎三君) エアコンのことについては触れたくないと、この正当な理由はないのですか。それはもうそれで置いておきます。聞きません。

これから言うことは聞くだけでいいんですよ。立て札の件ですが、県道筋に立っているのは、無免許で立っているそうです。小さいことでも、法を犯すというのは一種の犯罪行為であります。このように一般常識を持たない、自分勝手な考えをする人間は、語弊があるかも知れませんが、旧美里町にいるように感じます。私たちの周囲にも、自分さえよければ、約束事も反古にする身勝手な恥知らずの人間があります。

以上です。

○議長 (美野勝男君) これで、鷺谷禎三君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長 (美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 3時46分)